HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	情報戦争としての日露戦争（３）　－参謀本部における対ロシア戦略の決定体制　１９０２～１９０４年－
Author(s)	佐藤, 守男
Citation	北大法学論集, 51(2), 173-242
Issue Date	2000-07-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15011
Type	bulletin (article)
File Information	51(2)_p173-242.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

情報戦争としての日露戦争（三）

――参謀本部における対ロシア戦略の決定体制　一九〇二年～一九〇四年――

佐藤守男

目次

はじめに
第一章　日本陸軍と日英軍事協商
第一節　日英軍事協商の成立契機

第二節　日本陸海軍の基本的交渉方針
第三節　日英軍事協商の成立
第二章　日本陸軍の対露情報活動
第一節　参謀本部
一　機構の変遷
二　日露開戦前の情報機構
第二節　情報収集組織
一　参謀本部第一部
二　在外公使館付陸軍武官
三　外国駐在員および海外派遣者
第三節　情報収集
一　情報報告
二　現地偵察
第三章　開戦前の対露状況判断
第一節　参謀本部の対露情報資料
一　師団長会議
二　参謀長会議
第二節　参謀本部の対露情報見積り
一　戦力
二　兵站（輸送力）
三　勝算
補　章　開戦前のロシア陸軍
一　部隊組成

（以上、五〇巻六号）
（以上、五一巻一号）

（以上、本号）

二　部隊運用
三　部隊充足
終　章　情報活動の日露比較　―むすびにかえて―
第一節　観戦武官団
一　外国観戦武官
二　情報活動の評価
第二節　ロシア陸軍省の情報活動
一　陸軍省の機構
二　日露開戦前のロシア軍情報組織
第三節　クロパトキン将軍
一　情報収集
二　対日情報見積り

第二章　日本陸軍の対露情報活動

本章では、対露開戦の準備として、それに先立つ一八九五（明治二八）年～一九〇四（明治三七）年当初の日本陸軍における対露情報活動の解明を対象とする。本章の記述に使用する第一次史料は、前章と同様に防衛研究所戦史部所蔵の参謀本部関係書類である。主たる史料は『参謀本部歴史草案』（明治一九年～明治三六年）であり、外交史料館所蔵の日露戦争関係史料を併用する。その中で、とりわけ参謀本部の組織形成とその活動を、対露情報活動の側面から位置

付けることが本章の主眼である。この活動の推進なくして、いかなる対露作戦構想の策定も不可能であったからである。その観点から、以下の三節に分けて、歴史的に検討する。

第一節「参謀本部」では、参謀本部機構の歴史的変遷に着目し、その組織形成の過程を明らかにする。そして、日露開戦前における参謀本部の情報収集体制の強化を概観する。

第二節「情報収集組織」では、対露情報収集を主管した参謀本部第一部の業務分担から、すでに整備された情報資料と将来に向けられた情報収集の対象項目を確認する。そして、参謀本部が総長指示により、一九〇二（明治三五）年末に設置した「海外情報編纂委員会」について考察する。それが日英軍事協商に基づく英国陸軍諜報局との「情報交換」に対処するための組織として、対露情報の集約的一元化を考慮したものと思われるからである。次に、対象国情報収集において重要な役割を負担した在外公使館付陸軍武官の配置経過について記述する。それと併せて、参謀本部の情報収集組織に組み込まれた外国駐在員および日露両軍の衝突が将来予想される地域において諜報工作に従事した海外派遣者について検討する。

第三節「情報収集」では、参謀本部の対露情報収集の方針および活動経過について考察する。そして、対露情報収集における陸軍と外務省との密接不可分的な協力関係について、日露戦前史の特色として指摘する。

言いかえれば、本章は参謀本部の日露開戦前における対露情報活動を、対露作戦計画立案の前提として考察するためである。即ち、すでに日露戦争の前哨戦として展開されていた情報戦の枠組みの中で、参謀本部の対露情報活動を検討することである。

第一節　参謀本部

本節ではまず、わが国における参謀本部の誕生（一八七八（明治一一）年一二月）から日清戦争（一八九四（明治二七）年）に至る参謀本部機構の変遷を概観する。次に、日露開戦前における対露情報収集のための組織整備について検討する。

一　機構の変遷

わが国の参謀本部は欧米諸国と同様、ドイツ参謀本部をモデルとして作られ、やがて陸軍の軍制も又、フランス式からドイツ式に変って行くのである。そして、陸軍省から参謀局を切り離し、参謀本部の独立を推進したのは山形有朋[1]と桂太郎[2]であった。桂は、西南戦争終結の翌年にあたる一八七八（明治一一）年七月にドイツ公使館付から帰朝後、陸軍省参謀局諜報提理に補職され、山県の指示を受けて軍事改革に着手し、そこで「今の参謀局は明治一一年の参謀局たるに足らす。日本帝国の参謀局たるに足らさるなり[3]」として、参謀本部の設置に中心的な役割を果たした。桂は又、「八月二四日、近衛歩兵、党を為し乱を企つ、所謂竹橋兵営騒動是なり。是より軍事改革の機運益々熟し、殊に西南戦役の経験に依り、参謀事務の不完全を論するもの漸く多く、其の結果として、遂に参謀本部設置説となれり[4]」と書き残し、一八七八（明治一一）年八月の竹橋事件[5]と西南戦争時における幕僚勤務の不統一を、陸軍省参謀局の改編を含む軍事改革の直接的契機として指摘している。そして、一八七八（明治一一）年一二月五日、わが国に参謀本部が初めて誕生[6]し、参謀本部条例[7]が制定された。

二七カ条から成る参謀本部条例の中で、第八条と第九条が注目される。前条は樺太、満州、カムチャットカおよびシベリアに関する対ロシア情報、後条は清国および朝鮮に関する情報収集を、それぞれ規定した。いずれも隣接諸外国に

関する情報資料の入手に日本陸軍が高い関心を持っていたことを示している。更に第一二条では、情報主任幕僚が管東および管西両局長の兼任とされている。

一八七九（明治一二）年八月、参謀本部条例の一部（国外調査の範囲）が、下表のように改正された。そこから国外情報収集の重点は、ロシアとロシアの侵攻対象となるであろう満州北部および朝鮮[8]にしぼられたことが理解できる。

区分 / 担当	旧	新
管東局	樺太、満州、カムチャットカ、シベリア	追加　朝鮮 削除　盛京省（満州）
管西局	朝鮮、清国沿岸	削除　朝鮮

言いかえれば、日本陸軍中枢は、すでに日露開戦二五年前の時点で、想定敵国を帝政ロシアと見きわめ、ロシア陸軍の動静把握に着手したのである。アジアに対する欧米列強の経海侵略とともに、帝政ロシアの大陸南下侵略政策は、日本陸軍にとって長期的に見て脅威であった。参謀本部の創設と同時に、日本陸軍の対露情報活動が開始された訳である。

参謀本部条例は当初、隔年毎[9]に改正され、また一八八四（明治一七）年からはほぼ毎年[10]、修正が繰り返された。一八八八（明治二一）年五月一二日、参謀本部条例が廃止され、参軍官制[11]が制定された。この結果、参謀本部長の職名が参軍と改称され、参軍の下に陸軍参謀本部と海軍参謀本部が併置されることになった。この参軍は陸海軍の統合幕僚機関であり、そのような統合機関は、他の列強に先駆けた組織であった。そして、同日付けの勅令第二五号により、五カ条から成る陸軍参謀本部条例[12]が改めて制定された。

参軍官制下での国外情報活動は、陸軍参謀本部内の第二局および海軍参謀本部内の第一局が、それぞれ担当した。そのほか、両本部の各編纂課が国外地誌作業に従事した。しかし、ここでは陸海軍において情報主管局が異なるなど組織

上の不斉一がみられ、結局、この参軍官制は一〇カ月ほどで廃止されることになった。この間の事情について桂は、「皮相に於て之を観るときは、或は合併を以て巧妙なりと認定すべしと雖も、実際に於て之を熟察するときは、部内事務上に於ても、其利なくして徒に害のみあるを知らん」[13]と述べ、軍令および軍政上の不統一と錯雑さを指摘している。この陸海軍統合幕僚機関は、このあとも創設されることなく、唯一これ限りであった。従って、情報機関の中央統一機構も生れることはなかった。

一八八九（明治二二）年三月七日、参軍官制を廃止し、陸軍独自の軍令機関として参謀本部が設置された[14]。その結果、海軍参謀部は海軍大臣に隷属することになった[15]。新参謀本部条例によれば、組織的には参軍官制下の陸軍参謀本部が参謀本部へ移行したに過ぎない。その第二条で「陸軍大将若くは陸軍中将一人を帝国全軍の参謀総長に任し天皇に直隷し帷幄の軍務に参し参謀本部の事務を管理せしむ」として、参謀総長の地位と権限が明確化された。しかし、これによって、陸主海従の軍令系統が確立することになり、陸海軍間に大きな確執の火種を残すことになったのである。

一八九三（明治二六）年一〇月三日、参謀本部条例が改正[16]され、戦時に直接作戦に係る事項が削除され、それらの戦時規定は、先に制定された戦時大本営条例[17]に組み込まれた。情報活動組織に関連する規定は、次の通りである。

第四条　参謀総長ハ陸軍参謀将校ヲ統督シ其教育ヲ監督シ陸軍大学校、陸地測量部及在外国公使館付陸軍武官ヲ統轄ス

第七条　参謀本部ニ第一局、第二局及編纂課ヲ置キ其各局課長ヲシテ左ニ掲クル事務ヲ分担シ其責ニ任セシム

第一局

動員計画ノ調査

平戦両時団隊編制ノ起案
兵器材料弾薬装具ノ審議
戦時諸条規ノ起案
運輸交通ノ調査計画

第二局
作戦計画ノ調査
要塞位置選定及其兵器弾薬ノ審議
団隊布置ノ審議
外国軍事ノ調査
外国地理ノ調査及其地図ノ輯集

編纂課
内外兵要地誌及政誌ノ編纂
戦史ノ編纂
外国書ノ翻訳

参謀本部条例と同時に改定された参謀本部第一・第二両局服務規則[18]によれば、第二局は二つの部に分割され、第二部が国外情報の担当とされている。

同服務規則の改定理由書[19]はそれに関し、次のような説明を加えている。

「現行条例ニハ又外国軍事ノ調査ノミヲ掲ケ外国地理ノ調査及之ニ要スル地図ノ輯集ヲ載セス是モ亦緊要ノ事項ナルヲ以テ之ヲ明示ス

編纂課ノ事務中現行条例ニハ單ニ内外地誌トアルモ本部ニ要スル所ノモノハ普通ノ地誌ニ非スシテ兵要ノ旨ニ限ル故ニ兵要ノ二字ヲ加ヘテ之ヲ明ニス同戦史編纂ハ地誌政誌ト須要ヲ異ニス故ニ別ツテ之ヲ掲ク」

この改正で注目されるのは、在外国公使館付陸軍武官六名[20]が参謀総長直属の情報機関として明記（第四条）されたことである。そして、英国公使館付武官の配置に関し、「欧州ニ於テ東亜ニ最モ関係多キハ英国ニシテ事ノ大小ヲ問ハス東亜ニ事アルトキハ必ス之ニ干渉スルハ英国ナリ然ルニ現今東亜ノ形勢益々切迫スルヲ以テ英国ニ公使館付武官ヲ置キ以テ彼ノ軍隊ノ情態ヲ悉知スルノ必要ナルコト日一日ヨリ急ナル所以ナリ[21]」という理由書が残されている。その六カ月後、一八九四（明治二七）年三月二一日、柴五郎陸軍大尉[22]が初代英国公使館付武官に任命されている。因に、日英軍事協商交渉に活躍した宇都宮太郎は、四代目の英国公使館付陸軍武官であった。日清戦争前、日本陸軍がイギリスを想定敵国視していたことは興味深い所である。これ以降、海外駐在陸軍武官の活躍が展開されることになる。

次に、画期的な情報組織上の改編（第七条）として、第二局の任務が作戦と情報に二分され、第二部が後者を担任することになった[23]。国外情報収集と国外地誌の主管部の独立は組織運用上、極めて特筆される所である。

第三点として、新参謀本部条例中に明文はないが、参謀本部職員定員表において、海軍参謀佐尉官が第一、第二両局に配属されたことである。海軍参謀将校を両局に各一名ずつ配置する理由として、「戦時陸海両軍協力一致ノ運動ヲ為スヲ要スルハ論ヲ俟タス故ニ戦時協力一致ノ運動ヲ為スニハ予メ平時ヨリ互ニ両軍ノ情報ヲ明カニシ両軍互ニ相俟ツ上ニ就テ画策上遺算勿ラシメンカ為メ陸海両軍共ニ平時ヨリ他軍ノ将校ヲ自己ノ軍務ニ参与セシムルコト緊要ナリトス此

事タルヤ従来欧州各国軍ニ於テ取ル所ノ方法ニシテ敢テ珍ラシキコトニ非サルナリ」[24]と説明されている。これは連絡官（liaison officer）制度であって、陸軍からも海軍参謀部へ参謀官が派遣されていたものと考えられ、陸海両軍の円滑な業務連絡が主目的であった。

以上の参謀本部における機構改革は、未だ人事、情報、作戦、兵站の区分が不明瞭であるとは言え、参謀本部創設以来一五年にして、漸く軍令機関としての機構が整備されるに至った。日本陸軍は一〇カ月後、この体制で日清戦争に突入するのである。

（1）山県有朋（一八三八〔天保九〕・四・二二～一九二二（大正一一）・二・一）。山口県（毛利藩）出身、一八七二（明治五）年陸軍中尉、一八七八（明治一一）年参謀本部長、一八八七（明治二〇）年監軍、一八八九（明治二二）年総理大臣、一八九四（明治二七）年第一軍司令官（日清戦争出征）、一八九八（明治三一）年元帥・首相、一九〇四（明治三七）年参謀総長、一九〇七（明治四〇）年公爵（奏郁彦編『日本陸海軍総合事典』〔東京大学出版会、一九九一年〕一四九頁）。

（2）桂太郎（一八四七〔弘化四〕・一・二八～一九一三（大正二）・一・一〇）。山口県（長州藩）出身、一八七〇（明治三）年ドイツ留学、一八七四（明治七）年参謀局諜報提理、一八七五（明治八）年ドイツ公使館付、一八八五（明治一八）年少将・陸軍省軍務局長、一八九六（明治二九）年台湾総督、一八九八（明治三一）年大将・陸相、一九〇一（明治三四）年首相（第一次）、一九〇八（明治四一）年首相（第二次）、一九一二（大正一）年首相（第三次）、一九一三（大正二）年立憲同志会創立委員長（前掲『日本陸海軍総合事典』四三頁）。

（3）徳富蘇峰『公爵桂太郎伝（乾巻）』（原書房、一九六七年）三七八頁。

（4）同右、三七六頁。

（5）一八七八（明治一一）年八月二三日二四〇〇、東京竹橋駐屯の近衛砲兵大隊の兵卒約二〇〇名が西南戦役の論功行賞の遅延および俸給減額等に不平不満を爆発させ、近衛歩兵の一部を加えて暴動化させた軍隊内事件で、死傷者一三名を出し

た。この事件による死刑は兵卒四七名、流刑一〇二名、禁固刑三五名などに上った（陸軍省『明治軍事史・上』〔原書房、一九六六年〕三六二頁）。

（6）一八七八（明治一一）年一二月五日太政官達第五〇号「参謀本部被置候条此旨相達候事」（『法令全書』明治一一年、一七六頁）。

（7）一八七八（明治一一）年一二月四日陸軍省達号外「参謀本部条例被定条別冊一部為心得相達候事」（『法令全書』明治一一年、五二〇頁）。

第一条　参謀本部ハ東京ニ於テ之ヲ置キ各監軍部近衛各鎮台ノ参謀部ヲ統轄ス

第二条　本部長ハ将官一人勅ニ依テ之ヲ任ス　部事ヲ統轄シ帷幕ノ機務ニ参画スルヲ司トル

第三条　次長一人将官ヨリ之ヲ任ス　本部長ト相終始シテ部事ヲ整理ス　但之ヲ置クハ事務ノ繁閑ニ従フ　而シテ其官階モ豫シメ定メス　時宜ニ依ル

第四条　凡ソ平時ニ在リ陸軍ノ定制節度団隊ノ編制布置ヲ審カニシ豫シメ地理ヲ詳密ニシテ材用ヲ料量シ戦区ノ景況ヲ慮リ兼テ異邦ノ形勢ヲ洞悉シテ参画ニ当リ遺算ナキハ本部長ノ任ニシテ之ニ就テ其ノ利害ヲ陳スルヲ得

第五条　凡ソ軍中ノ機務戦略上ノ動静進軍転軍ノ令行軍路程ノ規運輸ノ方法軍隊ノ発差等其軍令ニ関スル者ハ専ラ本部長ノ管知スル所ニシテ参画シ親裁ノ後直ニ之ヲ陸軍卿ニ下シテ施行セシム

第六条　其戦時ニ在テハ凡テ軍令ニ関スル者親裁ノ後直ニ之ヲ監軍部長若クハ特命司令将官ニ下ス　是カ為メニ其将官ハ直ニ大纛ノ下ニ属シ本部長之ヲ参画シ上裁ヲ仰クコトヲ得

第七条　此事情ノ洞悉ヲ詳密ナラシムル為ニ本部長ノ下ニ管東管西ノ二局ヲ置キ本部長大中佐ノ中各一人ヲ選ミ局務ヲ督理セシム

第八条　管東局ハ東部監軍部近衛及ヒ東京仙台二鎮台ノ参謀部ト通報シ専ラ第一第二軍管竝北海道ノ地理政誌ヲ詳カニシ且兼テハ樺太満州堪察加西伯利ニ及ホシ有事ノ日ニ於テ其参画ニ図略ニ備ヘシム

（注　第一第二各軍管は東京、仙台各鎮台司令将官の統率下にあった）

第九条　管西局ハ中西部監軍部名古屋大阪広島熊本四鎮台ノ参謀部ト通報シ専ら第三第四第五第六軍管ノ地理政誌ヲ詳カニシ且兼テハ朝鮮ヨリ清国沿岸ニ及ホシ有事ノ日ニ於テ其参画図略ニ備ヘシム

（注　第三第四第五第六各軍管は名古屋、大阪、広島、熊本各鎮台司令将官の統率下にあった）

第一〇条　右二局ニ各参謀科佐尉官数員ヲ置キ局務ニ服事セシメ又四兵隊中ヨリ器幹アル少尉ヲ抜擢シ准参謀若干名ヲ置キ局務ニ従事セシム　凡テ此将校ハ時々各科ノ諸隊ニ派遣シ若クハ其将校ト交任セシメ其進歩ニ準シテ以テ其進級ヲ律ス

（注　四兵隊とは歩兵、騎兵、砲兵、工兵の各隊をさす）

第一一条　毎年各軍管ニ於テ野営演習ノ擧アレハ本部ノ将校ヲ派出シテ之ニ従事セシメ又時トシテハ各管ノ将校ヲ派遣シテ地理政誌ノ実験ニ服事セシム

第一二条　諜報ノ事モ亦此二管ニ区分シ各其管ノ局長之ヲ主任ス

第一三条　凡テ第四条ノ事項ニ就テ参画スヘキ事アレハ本部長次官各局ノ大中佐官ヲ集メ図誌ニ據リ審実シテ可否ヲ議シ申奏スヘシ

第一四条　本部長ノ下別ニ一課ヲ置キ総務課トシ以テ部内ノ庶務会計等ノ事ヲ司ラシム課長副官中少佐ノ内一人之ヲ総理シ課内書記若干員ヲシテ人員布令竝図籍版刻等ヲ分掌セシメ又会計官ヲシテ給料其他諸費計算ノ事ヲ掌ラシム

第一五条　以上二局一課以テ部ノ本体トシ而シテ其支部トシテ参謀伴属ノ諸課ヲ置ク　其一ヲ地図課トシ、其二ヲ編纂課トシ、其三ヲ飜譯課トシ、其四ヲ測量課トシ、其五ヲ文庫課トス

第一六条　此伴属諸課ハ本部ノ管東管西二局ノ佐尉官ヲ以テ其課長ニ任シ若クハ他ノ陸軍将校其技術ニ通スル者ヲ選ミ之ニ任ス必ス一定セス時ノ宜キニ從フ皆本部長ノ命ヲ奉シ其課僚技術上ノ功程ヲ督視ス

第一七条　伴属諸課ノ課僚ハ各自ノ技術ニ通スル人ヲ選ミ事業ノ多少ニ准シ若干員ヲ置ク間々一時ノ傭役ニ出ル者アリ唯事功ヲ以テ其功程ヲ立ツ

第一八条　其他部内使役スル給仕小使役夫等ハ皆総務課ニ属シテ之ヲ管理セシム

第一九条　地図課ハ地図書図石版彫刻電氣台写真術凡テ模写ノ用ニ供スル器械ヲ収蔵シ從テ其術ノ工夫ヲ課定シテ各自ノ使用ニ供ス

第二〇条　幕僚参謀部竝各地營所ノ将校官暇ニ於テ測量記述スル所ノ各地方ノ図稿等ハ皆此課ニ致シテ査実シ逐次ニ本図ニ加書シ改正ヲ加ヘテ完備ニ至ラシムルヲ主トス

第二一条　測量課派出ノ委員ヨリ本課ニ送致スル所ノ測量図稿ハ先ツ該管ニテ点検ヲ歴ル後地図課ニ移シ本図ヲ改正シ或ハ繕写収蔵ス

第二二条　編纂課ハ本部竝外邦ノ政誌地理ニ関スル者竝各国ノ兵制内外各地ノ戦史等ヲ類纂彙輯シ或ハ本部長ノ命ニテ特ニ一種ノ編述ニ従事スルコトアルヘシ

第二三条　飜譯課ハ欧米各国ノ書籍兵事軍務ニ益アル者ヲ譯出シ或ハ本部長ノ命ニテ特ニ一種ノ飜譯ニ従事スルコトアルヘシ

第二四条　測量課ハ本部長陸軍卿ト合議ノ上一地方ニ就テ測量スルコトアル時ハ該課ノ委員数人ヲ派出シ実地ニ就テ測量セシメ料稿ヲ該管ニテ算査考定スルノ後成功ニ就ク者ハ地図課ニ移シ本図ニ記上シ改正補足セシム

第二五条　文庫課ハ凡テ陸軍ノ図籍文書ノ学術ニ供スル者ハ諸局ニ散属スル日用品ノ外悉ク陸軍文庫ニ収蔵シ本部長ノ命ニ依テ主管ノ管スル所トシ其類分彙別ヲ正シクシ捜索ニ便ナラシム

第二六条　凡ソ書籍出納ノ法ハ符号ヲ照シ各其部内ニ蔵シ本簿ニ照会シ

定　員　表

別表1

参謀本部				階級・氏名*
本部長			将官　1人	中将　山県　有朋
次長			1人	中将　大山　巌
管東局	局長		大中佐　1人	大佐　堀江　芳介
	局員		佐尉官　若干人	
総務課	課長副官		中少佐　1人	少佐　斉藤　正言
	伝令使		佐尉官　1人	
	次副官		尉官　1人	
管西局	局長		大中佐　1人	中佐　桂　太郎
	局員		佐尉官　若干人	
件属諸課	地図課	課長	1人	
		課僚	若干人	
	編纂課	課長	1人	少佐　大島　貞恭
		課僚	若干人	
	翻訳課	課長	1人	7等出仕　松見斧次郎
		課僚	若干人	
	測量課	課長	1人	少佐　長嶺　譲
		課僚	若干人	
	文庫課	課長	1人	
		課僚	若干人	

*上法　快男『帝国陸軍編判総覧』（芙蓉書房、1987年）143頁。

差異無ラシメ出納ノ度毎ニ本簿ニ勘合シ日月姓名ノ遺失ナカラシム

第二七条　其他詳委ノ事項ハ皆各課ノ条則ヲ以テ之ヲ規律ス其東西両管局ニ於テ将校ノ出入竝ニ准参謀ヲ教授スル方法モ亦是ニ同シ

なお、定員表は別表1（前頁）、組織図は別図1の通りである。

(8) 大江志乃夫『日本の参謀本部』（中央公論社、一九九七年）三七頁。

(9) 一八八〇（明治一三）年一一月二五日（電信課設置）。一八八二（明治一五）年一月一六日（海防局設置）。（『法令全書』歴年度）。

(10) 一八八四（明治一七）年九月八日（測量局設置）。一八八五（明治一八）年七月二二日（第一、第二局設置）。一八八六（明治一九）年三月一八日（陸海軍統一軍令組織）。（『法令全書』歴年度）。

(11) 参謀本部条例ヲ廃止シ参軍官制制定之理由左ノ如シ

「先般監軍部ノ設立ト目今陸軍財政整理ノ必要トニ依リ参謀本部ノ組織改正ヲ要スルニ至リ之ニ次テ別紙理由ノ如ク参謀本部長ノ名称妥当ナラザルガ故ニ参軍ト称シ又本部次長ヲ本部長ト改称シ参軍ヲ補翼シテ各其分担ノ責任ヲ重クシ従テ参謀本部陸軍部及海軍部ヲ改メテ陸軍参謀本部及海軍参謀本部ト称スルニ依リ現行参謀本部条例ヲ改正スルヲ要ス（後略）」

（『参謀本部歴史草案』明治一九～二一年、防衛研究所戦史部所蔵）。

(12) 『法令全書』明治二一年、七二頁。陸軍参謀本部条例。

第一条　陸軍参謀本部ハ参軍ノ下ニ在テ出師計画国防及作戦計画並陣中要務規定ノ事ヲ掌リ交通法及外国ノ軍事ヲ調査シ兼テ内外地誌外国政誌及戦史ノ編纂ヲ掌ル所トス

第二条　本部長ハ陸軍将官ヲ以テ之ニ補シ部内一切ノ事務ヲ統理シ参軍ニ対シ其責ニ任ス

別図1

組　織　図

1878（明治11）年12月5日現在

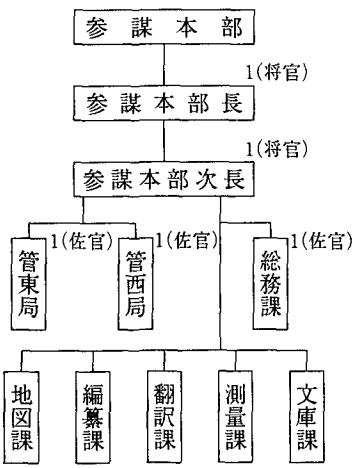

第三条　本部ニ副官部ヲ置キ部内ノ庶務会計経理ノ事ヲ管掌シ兼テ陸軍文庫ヲ管理セシム

副官ハ大（中）佐一名及佐尉官三名ヲ以テ之ニ補シ其下ニ部員各兵尉官二名及書記属ヲ置ク

陸軍文庫主管ハ各兵尉官ノ名ヲ以テ之ニ補シ図書ノ保存出納ヲ掌ラシム其下ニ属ヲ付属ス

一等軍吏一名二三等軍吏一名ヲ置キ部内会計給与一切ノ事ヲ掌ラシム其下ニ書記ヲ属ス

第四条　本部ニ左ノ二局一課ヲ置キ部事ヲ分担セシム

第一局

一　出師計画及団隊編制

二　交通法ノ調査

第二局

一　国防及作戦計画並ニ陣中要務ノ規定

二　外国軍事ノ調査

編纂課

一　内外地誌外国政誌及戦史ノ纂輯

二　外国書ノ翻訳

各局長ハ参謀大佐ヲ以テ之ニ補シ各局員ハ参謀中少佐大尉ノ内八名宛ヲ以テ之ニ補ス但定員ノ外各兵大中尉若干ヲ付属シ出仕将校トシテ局務ニ従事セシムルコトヲ得

編纂課長ハ各兵中少佐ヲ以テ之ニ補シ課員ハ各兵佐尉官或文官四名ヲ以テ之ニ補シ其下ニ属ヲ付属ス

第五条　陸軍大学校（当分ノ内）及陸地測量部ハ陸軍参謀本部ノ管轄ニ属ス

なお、定員表は別表2、組織図は別図2（次頁）の通りである。

定員表

別表2

陸軍参謀本部			
本部長		将官	1
第1局	局長	参謀大佐*	1
	局員	参謀中少佐大尉	8
		各兵科大中尉	若干名
第2局	同上	同上	同上
編纂課	課長	各兵科中少佐	1
	課員	各兵科佐尉官又は文官	4
		軍属	若干名
副官部	副官	大中佐	1
		佐尉官	3
	部員	各兵科尉官	2
		書記	若干名
	陸軍文庫	各兵科尉官	1
		書記	若干名
	会計	1等軍吏	1
		2・3等軍吏	1
		書記	若干名

＊1888（明治21）年5月12日、勅令第25号、陸軍参謀職制第7条「参謀職資格」による（『法令全書』明治21年、73頁）。

1　陸軍大学校卒業後、1年以上の隊付勤務経歴を有する者（大尉以上）

2　全軍中の適任将校（最優秀）

なお、陸軍参謀官の定員は42名であった。

組織図　　別図2

1888（明治21）年5月12日現在

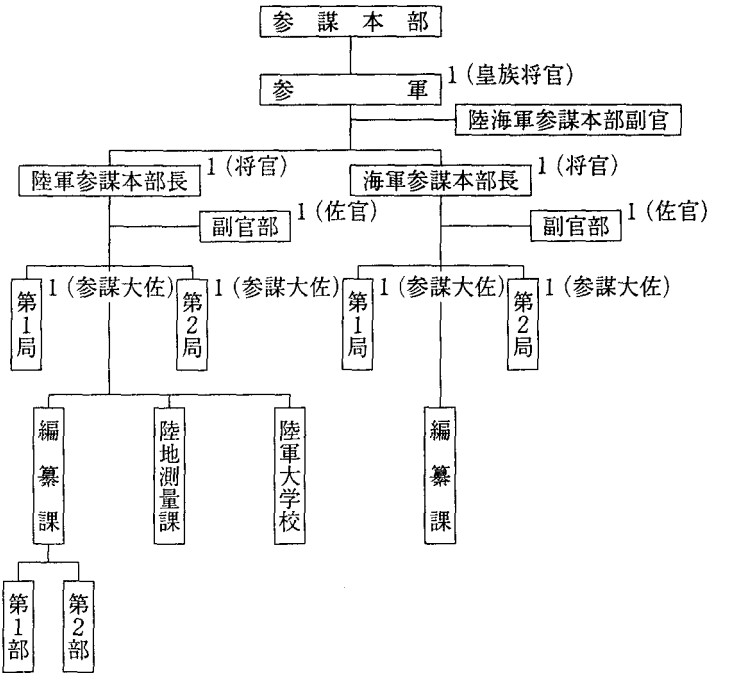

（13）徳富、前掲書、四四四頁。

（14）一八八九（明治二二）年三月七日勅令第二五号（『法令全書』明治二二年、七二頁）。

（15）一八八九（明治二二）年三月七日勅令第三〇号（『法令全書』明治二二年、七九頁）。

（16）勅令第一〇七号（『参謀本部歴史草案』明治二五～二七年、防衛研究所戦史部所蔵）。なお、定員表は別表3、組織図は別図3の通りである（次頁）。

（17）陸軍省『明治軍史・上』（原書房、一九六六年）八七七頁。

（18、19）『参謀本部歴史草案』明治二五～二七年（防衛研究所戦史部所蔵）。

（20）一八九三（明治二六）年一〇月三日現在、海外公使館付陸軍武官の配置状況および俸給は、次頁の通りである。

（21）前掲『参謀本部歴史草案』明治二五～二七年。

（22）柴五郎（一八六四〔元治一〕・五・三～一九四五〔昭和二〇〕・一二・一三）。福島県（会津藩）出身、一八八四（明治一七）年中尉・清国差遣、一八九二（明治二五）年参本第二局員、一八九四（明治二七）年

別図3

組織図

1893（明治26）年10月3日現在

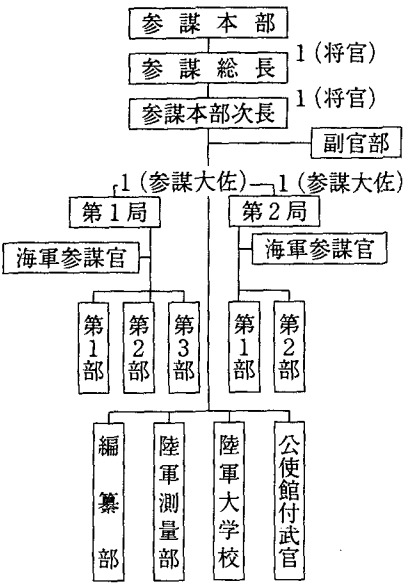

定員表

別表3

参謀本部			
参謀総長		陸軍大（中）将	1
参謀本部次長		陸軍中（少）将	1
第1局	局長	参謀大佐	1
	局員	参謀佐尉官	8
		海軍参謀佐尉官	1
	出仕将校	大（中）尉	3
第2局	局長	参謀大佐	1
	局員	参謀佐尉官	8
		海軍参謀佐尉官	1
	出仕将校	大（中）尉	10
編纂課	課長	中（少）佐	1
	課員	尉官或ハ編修	2
	書記	編修或ハ属	10
副官部	副官	大（中）佐	1
	次副官	少佐	1
		大尉	2
		軍吏	1
備考	1 本題ノ外在外国公使館付武官（佐官）6名ヲ有ス 2 局員ニ欠員アルトキハ之ニ代ユルニ出仕将校ヲ増員スルコトヲ得 3 海軍参謀佐尉官ハ本職アル者ヲシテ兼勤セシム 4 第1、第2局、副官部ノ下士属ハ14名		

在外国公使館付陸軍武官俸給令

（1881〔明治21〕年3月30日 勅令第18号）

階級	年俸（円）
大佐	3,750
中佐	3,500
少佐	3,250
大尉	2,600
中尉	2,350
少尉	2,100

（『法令全書』明治21年、57頁）。

配置状況

国名	階級	氏名
オーストリア		欠
韓国	大尉	渡辺 太郎
清国	少佐	神尾 光臣
ドイツ	少佐	落合豊三郎
フランス	中佐	池田 正介
ロシア	少佐	楠瀬 幸彦

（秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』〔東京大学出版会、1991年〕367頁）。

イギリス公使館付、一八九九（明治三二）年中佐、一九〇〇（明治三三）年清国公使館付、一九〇六（明治三九）年イギリス大使館付、一九一九（大正八）年大将・台湾軍司令官、一九四五（昭和二〇）年自決未遂（前掲『日本陸海軍総合事典』七三頁）。

(23) 一八九九（明治三二）年一月の参謀本部改編で、再び作戦と情報が機能的に合併されることになる（後述）。

(24) 前掲『参謀本部歴史草案』明治二五～二七年。

二　日露開戦前の情報機構

一八九五（明治二八）年四月一七日、日清講和条約が調印され、同月一九日に同条約が批准された。広島の大本営は一旦、京都を経て同年五月二九日に東京へ還帰した。そして、翌一八九六（明治二九）年四月一日、戦時大本営が解散された(1)。

その直後、参謀総長は戦役の経験を踏まえて、参謀本部組織の改編に着手している。一八九六（明治二九）年四月上旬、参謀本部条例改正案が上奏され、同月一七日に裁可された。しかし、同条例案が同年五月九日まで内閣において保留された理由は不明である(2)。なお、本条例公布から二日後の五月一一日に部長人事が発令されている(3)(4)。

この機構改革によって、参謀本部の定員が約三五％も拡大され、一〇〇名を越える陣容に膨張した。参謀本部の増員理由書は「今回戦役ノ経験ニ依ルニ大作戦ヲ画策シ之ヲ指導センニハ大本営ノ将校員ヲ増加セサルヘカラス而シテ常ニ其局ニ当リ経験アル者ヲ充ルハ啻ニ大本営員ニ於ケル而已ナラス尚軍ヲ編制スルニ方リテハ之ヲ其幕僚及兵站監部ニ加ヘ且参謀本部モ亦留守員ヲ設ケ戦役間及其前後ノ聯携ヲ維持スルノ緊要ナル実際ニ徴シテ明カナリ是レ参謀本部ノ人員

ヲ増加セサルヘカラサル所以ナリ但シ軍ノ数タル作戦ノ目的ニ依ルモノニシテ之ヲ予定スル能ハスト雖ドモ今仮ニ之ヲ三箇トス抑モ作戦ノ計画タル頗ル多岐ニ渉リ且常ニ緻密精確ナル考案ヲ要シ軍事ノ進歩ト共ニ分担業務ノ要領ニ依ラサルヘカラス否ラサレハ限リアルノ脳力到底遺策ノ原因トナラサル稀ナリ又公使館付武官及外国派遣将校ノ数ヲ増シ常ニ各国軍事ノ情況ヲ審ニスルノ必要ハ既ニ一層ノ度ヲ加ヘタリ是レ別紙定員表ノ如ク参謀本部ノ組織ヲ改正シ且其人員ヲ増加セサルヘカラサル所以ナリ」[5]として、作戦計画の立案と指導、隷下部隊への参謀派遣および国外情報収集の強化などを指摘している。

参謀総長は、新条例の公布と同時に三〇カ条から成る参謀本部各部服務規則[6]を制定している。情報収集業務に関連する条項は、次の通りである。

第一六条　各部ノ事務ハ其事彼比密接ノ関係アルヲ以テ各部長及部員互ニ交渉審議ヲ遂ケ計画ノ一致ヲ図ルヘシ

第二一条　都テ部務ニ関スル事項ニシテ他ヨリ到来ノ諸報各文書及外国軍事調査ノ書類ハ之ヲ照査点検シ其事ニ応シ直ニ処理シ其他部ニ関スル者ハ副官部ヲ経テ各主任ノ部ニ移シ他日ノ参考ニ資スヘキ者ハ本書若クハ謄本ヲ各其部内ニ保存スヘシ

第二三条　移牒及意見ノ機務ニ関シ秘密ニ属スル者ハ部長直ニ参謀総長ニ面陳スヘシ

第三〇条　外国ヨリ到着ノ新聞雑誌等ハ直ニ通閲シ兵事外交其他緊要ト認ル事項ハ其標題或ハ其大意ヲ摘録シ参謀総長ニ呈シ其命ニ従ヒ翻訳スヘシ

日清戦役の戦陣訓に基づく今回の参謀本部の機構改革が、わが国軍令機関の基準組織となり、作戦系統と情報系統を

切り離した任務分担は、近代的な画期的発想であった。しかし、この両機構の分離形態は長続きすることなく、再び両者は融合されることになる。既に理由書の中で触れたが、海外駐在武官および外国派遣将校を増員して、国外情報の収集強化に力点が置かれているのは、明らかにロシアに照準を合わせたものであった。

一八九八（明治三一）年一月二〇日、参謀総長に就任した川上操六中将[7]が対露作戦準備のために、参謀本部の人事強化に着手する。同年一二月一九日、参謀本部条例改正案が裁可され、翌年一月一四日に勅令第六号により公布された[8]。同条例第六条は「参謀本部ノ編制ハ別ニ定ムル所ニ拠ル」と規定され、参謀本部分任規則が制定された[9]。これについて、参謀総長は「改訂参謀本部条例ハ単箇ニ其担任行務ノ要領ヲ指示セルノミナルヲ以テ茲ニ部内各部分任規則ヲ規定シ各部ノ担任ヲ明瞭ニス本規則ハ本部条例改訂ノ際特ニ之ヲ奏請シ允准ヲ得タルモノナリ本部各部ノ分担スヘキ行務ハ事機密ニ関スルヲ以テ本規則ハ之ヲ秘第一種ト定メ其保管ヲ確実ニシ他ニ漏洩スルノ患ナカラシメントス[10]」という指示を出し、その二日後に部長人事が発令されている[11]。

五項目から成る参謀本部各部分任規則は、次の通りである。

一　参謀本部ハ専ラ国防及用兵ノ計画ヲ掌ル所トス故ニ本部ノ担任スル主務ヲ略説セハ左ノ如シ

(一)　内外国ノ軍事、地理及運輸交通等ヲ調査スルコト

(二)　大本営及高等司令部枢要ノ機関ニ充ツヘキ参謀将校ヲ養成スルコト

二　前項ノ要領ニ基キ各部ノ分担行務及其区域ヲ示定スルコト左ノ如シ

総務部

庶務、人事、経理

戦時編制及其改正ノ起案、平時編制ノ審議
動員計画及訓令ノ起案
戦時諸規則及其改正ノ起案
在外国公使館付陸軍武官ノ取扱

第一部
近衛第一、第二、第三、第七、第八、第九師団其管区
露西亜、朝鮮、満州
付　瑞典、諾威、丁抹、白耳義、瑞西、仏蘭西、独逸、墺太利、巴爾干半島諸国

第二部
第四、第五、第六、第一〇、第一一、第一二師団及其管区
台湾、清国（満州ヲ除ク）
付　英国、和蘭、伊太利、西班牙、葡萄牙及以上各国殖民地、亜富汗斯坦、波斯、埃及、亜弗利加独立諸国、
暹羅、安南、南北亜米利加諸国

第三部
運輸交通ニ関スル調査及其審議
運輸交通ニ関スル戦時諸規則及改正ノ起案

第四部
戦史、併用地誌、翻訳

陸軍文庫

第五部

要塞ノ創設、改良、廃棄及之ニ与ヘキ等級ニ関スル調査

三　各部担任ヲ定メサル事項例セハ操典ノ審議、兵器、弾薬器具材料ノ審議、特別大演習、野外要務令改正ノ起案等ノ如キハ臨時委員ヲ示定シ其事ニ任セシム

四　参謀総長ハ一般ノ計画及意図ニ阻格ナカラシメンカ為メ部長、部員ヲシテ随時他部ノ行務ニ参与交渉セシムヘシ

五　国防計画上重要ナル事件ヲ議スル為メ軍事会議ヲ置キ左ノ者ヲ以テ議員ト為ス但シ要スルトキハ臨時議員若干名ヲ増員ス

各都督

参謀本部次長

各部長

陸軍省軍務局長

以上の各部分任規則に続いて同年二月一日、参謀本部服務規則が定められ、その第三条に「第一及第二部ハ各其分担区域ニ於ケル作戦計画ニ関スル材料ノ蒐集及其審議ニ従事ス」[12]と規定されている。

なお、編制表は別表5、組織図は別図5の通りである（次頁）。

参謀本部編制表（平時編制32年10月28日送乙第2945号）

別表5

区分＼階級	大(中)将	中(少)将	少将(佐官)	大佐	佐官	尉官	文官	下士	計
参謀総長	1								1
参謀本部次長		1							1
副官					1	2			3
部長(参謀)				6					6
部員(参謀)					22	30			52
出仕						22			22
軍吏							2		2
編集							3		3
武官(参謀)			8						8
小計	1	1	8	6	23	54	5		98
配属								34	34
計	1	1	8	6	23	54	5	34	132
乗馬	4	4		12	46	54			120

1　副官ハ本部々員ノ内ヲ以テ兼補スルコトヲ得
2　部長ノ内3名ハ少将ヲ以テ補スルコトヲ得
3　本部定員外ニ海軍参謀佐尉官ノ内本職アルモノ若干名ヲシテ本部々員ニ兼セシム
4　当分ノ内将校、同相当官、高等文官、判任文官若干名ヲ定員外ニ増加スルコトヲ得
5　出仕大尉ノ内若干名中尉ヲ以テ充ツルコトアルヘシ
6　次長及部長少将ナルトキハ乗馬三頭、副官少佐ナルトキハ乗馬一頭トス
7　部員に欠員アルトキハ出仕将校ヲ以テ塡補スルコトヲ得

『参謀本部暦草案』明治32年～34年（防衛研究所戦史部所蔵）。

組織図

別図5

1899（明治32）年10月28日現在

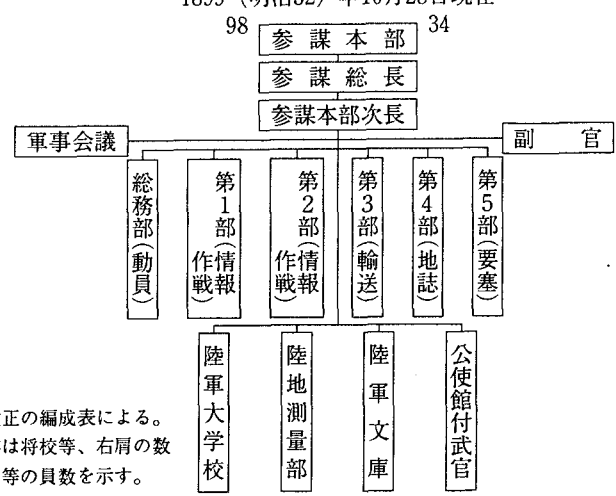

注1　10月28日改正の編成表による。
2　左肩の数字は将校等、右肩の数字は下士官等の員数を示す。

川上参謀総長は、既述した参謀本部各部分任規則の中で、参謀本部が国防および軍事作戦計画の策定上、参謀本部に課せられた最も主要な任務二つを挙げている。その一つは国内外情報資料の収集であり、今一つは参謀将校の養成である。言いかえれば、情報および作戦機能の充実に他ならない。これは、参謀総長自らが大本営兵站主席幕僚として従軍した日清戦役における実体験に立脚した帰結であろうし、それと同時に、川上がこの時点において帝政ロシア陸軍の動静に鋭い視線を置いていたことを窺わせるものである。

従って、川上の情報および作戦機能重視構想が参謀本部の機構改革に強く反映している。改編前のように、基本的には両機能を分離し、それぞれの系統が担当業務に専従する方法が運用上、極めて望ましい。しかし、その場合、両系統の相互協力と信頼関係が絶対要件である。この連携が少しでも崩れた場合、軍事行動に与える影響は計り知れないものがある。川上は結局、担当正面だけを分割し、作戦と情報部門を統合させる方法を採択した。即ち、第一部が最重要正面であるロシア、朝鮮、満州を、第二部が台湾および満州を除く清国を、それぞれ担当することになったのである。川上は、各種情報を作戦計画立案に直結・反映させることを念頭に置いていたものと思われる。川上による参謀本部の情報機構は、日露開戦まで殆んど変わることなく維持された。

（1）陸軍省『明治軍事史・下』（原書房、一九六六年）九九八頁。
（2）『参謀本部歴史草案』明治二八～二九年（防衛研究所戦史部所蔵）。
（3）同右。一八九六（明治二九）年五月九日付け勅令二〇一号、参謀本部条例。
第一条　参謀本部ハ国防及用兵ニ関スル一切ノ事ヲ掌ル所トス
第二条　参謀総長ハ陸軍大将若クハ陸軍中将ヲ以テ親補シ天皇ニ直隷シ帷幄ノ軍務ニ参加シ国防及用兵ニ関スル一切ノ計

画ヲ掌リ又参謀本部ヲ統轄ス

第三条　参謀総長ハ国防ノ計画及用兵ニ関スル命令及条規ヲ立案シ親裁ノ後之ヲ陸軍大臣ニ移ス

第四条　参謀総長ハ陸軍参謀将校ヲ統督シ其教育ヲ監督シ陸軍大学校、陸地測量部及在外公使館付陸軍武官ヲ統轄ス

第五条　参謀本部次長ハ参謀総長ヲ補佐シ部務整理ノ責ニ任ス

第六条　参謀本部ニ副官部ヲ置キ部内ノ庶務、人事、記録及経理ノ事ヲ管掌シ兼テ陸軍文庫ヲ管理ス

第七条　参謀本部ニ第一部、第二部、第三部、第四部及編纂部ヲ置キ其各部長ヲシテ左に掲クル事務ヲ分担シ其責ニ任セシム

第一部
作戦
要塞位置ノ選定及其兵器弾薬
団体布置

第二部
動員
平戦両時団隊編制
兵器材料弾薬装具
戦時諸条規

第三部
外国ノ軍事及其地理
諜報
軍事統計

第四部
運輸交通
軍用通信

編纂部
戦史
内外兵要地誌及政誌
翻訳

参謀本部編制表（平時編制29年7月13日送乙第2855号）

別表4

区分＼階級		大将	中将	少将	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	下士	計
総長			1									1
本部次長				1								1
副官部	副官					1						1
	同付						2	3			8	13
	軍吏								2		4	6
第1部	長(参謀)					1						1
	員(参謀)						2	5				7
	出仕								3		2	5
第2部	長(参謀)					1						1
	員(参謀)						2	5				7
	出仕								3		2	5
第3部	長(参謀)					1						1
	員(参謀)						2	5				7
	出仕						2		15		2	19
第4部	長(参謀)					1						1
	員(参謀)						2	5				7
	出仕								3		2	5
編纂部	長(参謀)					1						1
	員(参謀)							4				4
	出仕										10	10
公使館付					8							8
計			1・1			14・12			53		30	111
将校乗馬			4・3			12・27		23	24			93

1　第1部ニ部員1名第4部ニ部員2名海軍参謀佐（尉）官ノ内本職アルモノヲシテ本表定員外ニ兼補セシム
2　第1部第2第3第4部々員ニ欠員アルトキハ之レニ代ユルニ出仕将校ヲ増員スルコトヲ得
3　編纂部々員ハ将校及編修ヲ混用ス又同部将校部員ノ内若干名ハ参謀官トナスコトヲ得
4　公使館付佐官ハ参謀官トス
5　編纂部ニ当分ノ内将校、同相当官、高等文官、判任文官若干名ヲ定員外ニ増加スルコトヲ得
6　副官、出仕将校少佐ナルトキハ乗馬1頭トス

『参謀本部歴史草案』明治28年～29年（防衛研究所戦史部所蔵）。

第八条　予メ担任ヲ定メサル事項ハ臨時其部ヲ指定シ若クハ部員ニ下令シ其事ニ与ラシム

なお、編制表は別表4、組織図は別図4（次頁）の通りである。

（4）一八九六（明治二九）年五月一一日付け発令（前掲『参謀本部歴史草案』）。

補参謀本部第一部長
　陸軍砲兵中佐　伊地知　幸介（四一歳、中将）
補参謀本部第四部長
　陸軍工兵中佐　上原　勇作（四〇歳、元帥）
補参謀本部第二部長
　陸軍歩兵大佐　土屋　光春（四八歳、大将）
補参謀本部第三部長
　陸軍歩兵大佐　福島　安正（四四歳、

別図4

組織図

1896（明治29）年7月13日現在

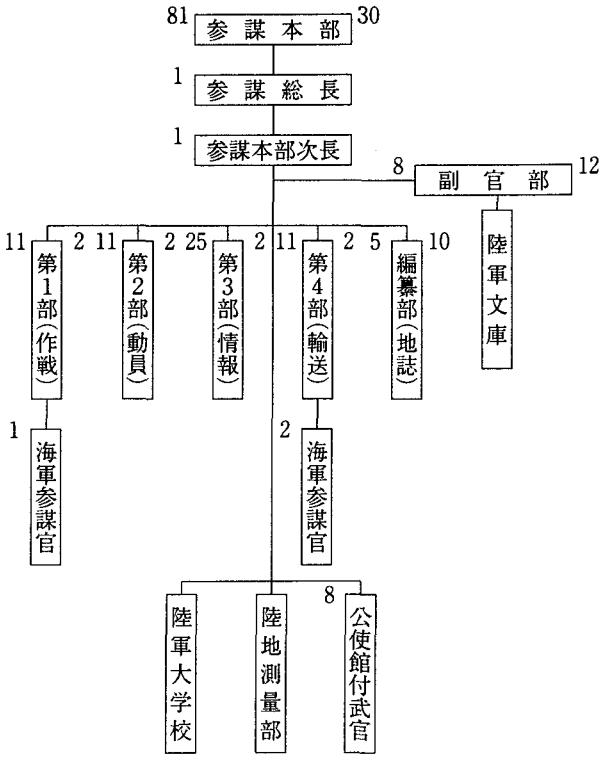

注1　7月13日改正の編制表による。
2　左肩の数字は将校等・右肩の数字は下士官等の員数を示す。

大将）
補参謀本部編纂部長
陸軍歩兵中佐　東条英教（四一歳、中将）
補陸軍大学校長
陸軍少将・男爵　大島久直（四八歳、大将）

注　括弧内の年齢および最終階級は奏郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、一九九一年）による。

（5）前掲『参謀本部歴史草案』。
（6）同右。
（7）川上操六（一八四八〔嘉永一〕・一一・一一～一八九九〔明治三二〕・五・一一）。鹿児島県（薩摩藩）出身。一八七四（明治七）年少佐、一八七六（明治九）年参謀局出仕、一八八二（明治一五）年大佐、一八八五（明治一八）年少将・参謀本部

次長、一八九〇（明治二三）年中将、一八九五（明治二八）年子爵、一八九八（明治三一）年参謀総長・大将（前掲『日本陸海軍総合事典』四四頁）。

(8)『法令全書』明治三一年一月～三月、四頁。

(9)『参謀本部歴史草案』明治三〇～三一年（防衛研究所戦史部所蔵）。

(10) 同右。

(11) 一八九九（明治三二）年一月一六日付け発令（『参謀本部歴史草案』明治三一～三四年〔防衛研究所戦史部所蔵〕）。

免本職補参謀本部総務部長
　参謀本部副官　陸軍歩兵大佐　大生　定孝
免本職補参謀本部第二部長
　参謀本部第三部長　陸軍歩兵大佐　福島　安正
免本職補参謀本部第一部長
　参謀本部第二部長　陸軍歩兵大佐　田村　怡与造
免本職補参謀本部第三部長
　参謀本部第四部長　陸軍工兵大佐　上原　勇作
補参謀本部第四部長　陸軍歩兵大佐　東条　英教
免本職補参謀本部々員兼本部副官
　参謀本部副官　陸軍歩兵中佐　石井　隼太
免本職補参謀本部々員兼元帥副官
　参謀本部副官　陸軍歩兵少佐　黒沢　源三郎

(12)『参謀本部歴史草案』明治三一～三四年（防衛研究所戦史部所蔵）。

第二節　情報収集組織

本節では、対露情報収集を主管した参謀本部第一部の業務分担、特に一九〇二年（明治三五）年一二月に設置された「海外情報編纂委員会」（委員長　福島参謀本部第二部長）の性格について検討する。

次に、情報収集機関として、対象国情報収集活動において重要な役割を負担した在外公使館付陸軍武官および外国駐在員を、外務省との協力関係において考察し、併せて海外派遣者の配置経過についても記述する。

一　参謀本部第一部

川上参謀総長は一八九九（明治三二）年五月一一日、在職わずか一年四カ月で逝去し（五一歳）、大山元帥がその跡を引き継いだ。一九〇二（明治三五）年三月、寺内参謀本部次長の陸相就任に伴い、参謀本部総務部長から参謀次長に補職された田村少将も又、その一年半後に卒去（四九歳）した。後任の参謀本部次長には陸相、内相、台湾総督などを歴任した児玉源太郎中将が任命された[1]。それは、日露開戦を四カ月後に控えた一九〇三（明治三六）年一〇月一三日のことであり、正に異例の人事であった。薩長藩閥の利害を越え、過去の経歴を無視した児玉の次長就任は、日露戦前史における日本陸軍の大きな特色の一つであった。参謀本部は大山－児玉を機軸として、対露臨戦態勢を確立して行くのである。参謀本部第一部を中核とした対露情報収集組織図は、別図6（次頁）の通りである。

当該情報収集組織図に記載されていないが、在外国公使館付陸軍武官および外国駐在員に関する業務は総務部が担当した。総務部長には、田村前総務部長の参謀次長就任に伴い一九〇二（明治三五）年五月五日、陸軍省軍事課長から井

別図6

組　織　図

1903（明治36）年10月13日現在

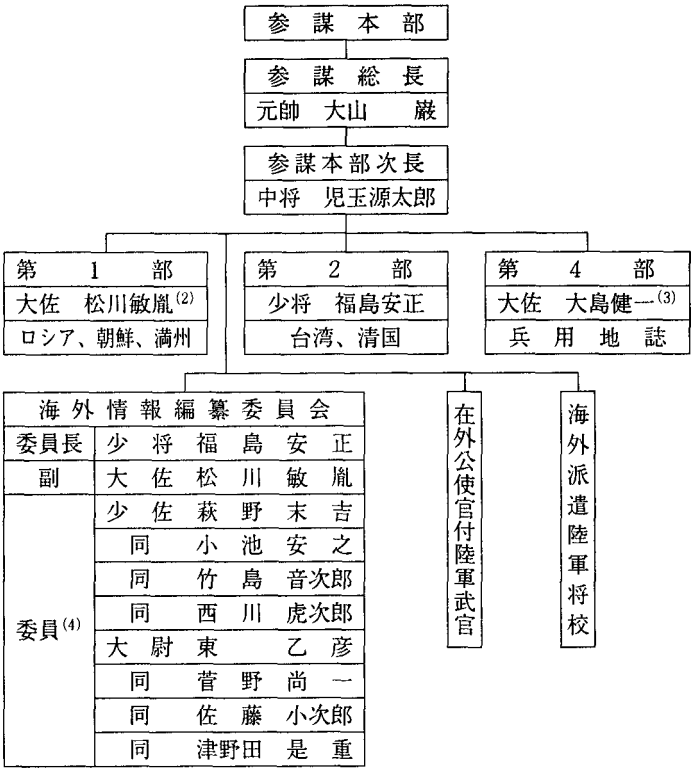

口省吾少将(5)が着任している。又同日付けで、伊地知前第一部長が野戦砲兵監に転出した跡を受けて、ドイツ公使館付武官松川大佐が第一部長に発令された。松川は同年六月二四日にドイツから帰朝している(6)。その一週間後、田中義一少佐(7)が約四年間のロシア派遣から帰国し、参謀本部第一部に配属されている。このようにして、対露情報収集組織の陣容が整備されつつあった矢先に当時、川上参謀総長亡き跡の日本陸軍の至宝とも言うべき田村参謀次長が夭逝した。しかし、すでに述べたように、劇的な児玉の次長就任によって、漸く参謀本部の対露臨戦態勢が固められたのである。

一九〇二（明治三五）年二月一四日、当時の伊地知参謀本部第一部長は、部内の情報収集組織を三班（甲、乙、丙）に区分し、それぞれに次のような業務を分担させている。(8) なお、※印の項目は、すでに作成されていた資料を示している。

（甲　班）
※露軍配兵表
※黒龍江及西伯利亜軍管諸兵配置図
※満州駐屯露軍配兵図
・黒龍軍管区及満州地方ニ有スル大口径並該地ニ準備スル弾薬糧食
※西伯利亜諸兵ニ関スル細密ナル調査
※満州及南烏蘇利交通図
※浦潮要塞図
・旅順要塞図

（乙　班）
・東部西伯利亜及満州ノ鉄道及水路図
※西伯利亜及東清鉄道効程
※黒龍江松花江烏蘇里江水路効程

※露国汽船ノ諸調査
• 烏蘇里朝鮮遼東港湾調査
• 烏蘇里満州各地ノ細密図
※露国兵器表
※露国軍制
※露国戦術
• 露国高等将師ノ姓名及履歴
• 西伯利亜在住露国予備将校ノ員数
※露語通訳者人名簿
• 瑞典諾威兵制
• 丁抹兵制
• 白耳義兵制
• 瑞西兵制
※巴爾干半島兵制

（丙　班）
※韓国ノ行政組織並軍制
※韓国ノ貴族

※韓国政府ノ財政
※韓語通訳者名簿
※馬山浦買収歴史
※馬山浦ニ於ケル露国ノ経営顛末
※元山木浦釜山京城土地買収事歴
・韓国略歴史
・韓国ト列強トノ関係
※韓国ノ運輸交通
※韓国沿道資源調査
※絶東ニ於ケル独逸ノ経営
・絶東ニ於ケル仏国ノ経営
・独逸軍制
・仏蘭西軍制
・墺匈軍制

（特別調査）
※拳匪事変ニ於テ西伯利亜ニ於ケル露軍ノ動員
※同欧露ヨリ陸路絶東ニ輸送セシ兵数及輸送力ノ調査

※同海路輸送セシ兵数及其輸送力ノ調査
・同北清及満州ニ於ケル露軍ノ戦闘動作特ニ行軍力及給養等ノ調査

以上の情報業務分担から判断すれば、各班の名称を次のように置き換えることが可能である。

甲班　ロシア陸軍動態班
乙班　ロシア陸軍静態および北欧班
丙班　韓国および中欧班
別班　北清事変調査班

前述した参謀本部第一部の業務分担には、広範多岐に亘る膨大な情報主要素（essential elements of information）が各班に付与されていることが理解できる。それは取りも直さず、参謀本部第一部の情報収集計画にほかならない。そして、開戦二年前の時点で、すでに可成りの対露情報資料の整備が進められていたのである。それらの内容については、第三章「開戦前の対露情況判断」において詳述する。ここでは、特に未整備資料を含む重要項目を取り上げて検討しておきたい。

まず第一に、ロシア陸軍動態情報担当とも言うべき甲班に付与されている指示項目中、「旅順要塞図」に関する情報入手が含まれている。このことから、旅順要塞の脆弱点、火力配置など予想される旅順攻城戦のための情報収集が遅れていた様子が察知される。

次に、静態情報に係わる乙班の任務分担中に、「東部西伯利亜及満州ノ鉄道及水路図」が冒頭に示されている。これは、東シベリアおよび満州方面における鉄道ならびに河川状況の実態が十分に把握されていなかったことを示唆してい

る。そして、今一つの「露国兵器表」については、その中に新兵器として出現した機関銃、砲兵火器、兵器生産工場、武器輸入などの収集項目が含まれていたものと考えられる。

第三に、北清事変（一九〇〇〔明治三三〕年五月～一九〇一〔明治三四〕年九月）におけるロシア陸軍の行動に関し、戦術、特に地上部隊の行軍能力と兵員に対する給養状況の解明が特別調査項目に入っている。これは、北清および満州地域におけるロシア陸軍戦闘準備態勢の実態を掌握するための情報要求であろう。

一九〇二（明治三五）年初頭、既述のように、参謀本部第一部にはすでに多くの対露情報資料が蓄積されていたようである。しかし、その内容は、常に変化し続けるものであり、情報資料の補正作業には莫大な資金と労力が投入されたものと考えられる。

ここで今一つ、指摘しておかなければならないことは、先に「別図6」において掲載した「海外情報編纂委員会」の性格である。

一枚の注目すべき、次のような参謀総長命令書が『参謀本部歴史草案』明治三五年（防衛研究所戦史部所蔵）の中に無造作に編綴されている。

「明治三五年一二月一八日、大山総長ヨリ左ノ命令アリ
海外情報編纂委員長ヲ命ス
陸軍少将　福島安正
海外情報編纂副委員長ヲ命ス
陸軍歩兵大佐　松川敏胤

海外情報編纂委員ヲ命ス
陸軍歩兵少佐　萩野末吉　以下八名（略）」

ただし、ここには海外情報編纂委員会の設置目的、任務、所掌分担などについては、何も記載されていない。従って、この委員会が参謀本部における対露戦略・戦術情報の統合作成機関であったか、否かの判断は難しい。しかし、大山参謀総長直々の命令による同委員会の設置目的は、参謀本部第一部と第二部にまたがる直接・間接的な対露情報収集機能の統一にあったものと見て、ほぼ間違いない。

海外情報編纂委員会の委員長に任命された福島参謀本部第二部長（陸軍少将）は一九〇二（明治三五）年七月、ロンドンにおける日英陸海軍代表者会議（日英軍事協商）に出席後、インド方面の視察を命じられ、現地で罹病して帰国が大幅に遅れたことは、すでに第一章「日本陸軍と日英軍事協商」において述べた通りである。そのため、福島は帰国後も療養生活を余儀なくされ、海外情報編纂委員会の設立には直接関与しなかったものの、日英軍事協商に基づく英国との情報交換に対処するための必要性から、田村参謀次長へ同委員会の設置を、強く働きかけたものと十分考えられる。しかし、その間の事情を裏付ける史料は残されていない。

田村参謀次長は福島第二部長を委員長に据え、松川第一部長を副委員長に配し、選抜された参謀将校（陸大卒）八名をその配下に隷属させて、関連国外情報資料の処理にあたらせたものと思われる。従って、参謀本部に入る各種海外情報資料のすべてが同委員会のフィルターを通して、情報化されたに違いない。

「海外情報編纂委員会」という、この組織が日露開戦前、参謀本部における対露情報収集組織の中枢機関であった可能性が高い。それは、英国動員・陸軍諜報局（Department of Mobilization and Military Intelligence）の組織（〔参考〕・

（資料一）参照）に余りにも類似し、同局の組織に対応させたものと考えられるからである。そこで、同委員会の任務分担を、各委員の経歴等から推測して、次に示す。

担当	階級	氏名	経歴
ロシア	少佐	萩野末吉	ロシア留学七年
フランス	大尉	津野田是重	フランス駐在
インド	少佐	小池安之	参本第二部先任参謀
	大尉	東乙彦	インド駐在
清国	大尉	菅野尚一	清国駐在
朝鮮	少佐	西川虎次郎	朝鮮視察
トルコ	大尉	佐藤小次郎	トルコ駐在

以上のような参謀本部第一部における情報収集組織の整備が、日英軍事協商に基づく両国陸軍当局間の情報交換に対応するための一面をもっていたことは否定しえない。それと同時に又、日本陸軍における情報収集体制の遅れが感じられる所である。

（1）大山元帥の副官（少佐時代）であった尾野実信大将の後日談によれば、「内務大臣兼台湾総督たりし児玉中将か大山元帥

の同意を得て参謀本部次長の要職に就かれしことは時局の重大性を暗示せるものとして同元帥か充分に児玉中将の識量を認め且つ其人物を好まれたるに依るものと信す日露戦役の全期間に至り大山元帥か総司令官として児玉総参謀長に満幅の信頼を置き万事総参謀長に任かせられたのは斯くの如き人物関係か根本基礎の一つであったと思う」と語り継がれている（陸軍省『明治軍事史・下』〔原書房、一九六六年〕一二七六頁）。

第一次世界大戦（一九一四・8～一九一八・一一）当初、ドイツ統帥部はタンネンベルヒの戦闘（東部戦戦）において、退役将軍ヒンデンブルクを軍司令官に登用して勝利を収めたが、日本陸軍はそれに先駆け、日露開戦前に極めて柔軟な高級幹部人事を行っていたのである。

(2) 松川敏胤（一八五九〔安政六〕・一一・九～一九二八〔昭和三〕・三・七）。宮城県（仙台藩）出身、一八九〇（明治二三）年大尉、一八九三（明治二六）年ドイツ留学、一八九九（明治三二）年中佐・ドイツ公使館付、一九〇一（明治三四）年大佐、一九〇二（明治三五）年参本一部長、一九〇四（明治三七）年満州軍参謀（作戦主任）、一九一七（大正六）年朝鮮軍司令官・大将（秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』〔東京大学出版会、一九九一年〕一三五頁）。

(3) 大島健一（一八五八〔安政五〕・五・九～一九四七〔昭和二二〕・三・二四）。岐阜県（岩村藩）出身、一八八九（明治二二）年大尉、一八九〇（明治二三）年ドイツ留学、一八九九（明治三二）年中佐、一九〇二（明治三五）年大佐、参本四部長、一九〇七（明治四〇）年少将、一九一二（明治四五）年参謀次長、一九一三（大正二）年中将、一九一六（大正五）年陸相（前掲『日本陸海軍総合事典』三二頁）。

(4) 海外情報編纂委員の略歴

階級	氏名	年齢	出身	陸大	主要経歴	最終階級
少佐	萩野 末吉	四二	岡山		第二九旅団長	中将
同	小池 安之	三八	茨城	卒	第六師団長	中将
同	竹島音次郎（人事資料不明）					
同	西川虎次郎	三五	福岡	卒	第一師団長	中将
大尉	東 乙彦			卒	下関要塞司令官	中将
同	菅野 尚一	三一	山口	卒	台湾軍司令官	大将

同　佐藤小次郎　　卒　東京湾要塞司令官　中将
同　津野田是重　二九　熊本　卒　歩第一一連隊長　少将
（前掲『日本陸海軍総合事典』）

（5）井口省吾（一八五五〔安政二〕・八・一〇～一九二五〔大正一四〕・三・四）。静岡県出身、一八八五（明治一八）年大尉、一八八七（明治二〇）年ドイツ留学、一八九一（明治二四）年陸大教官・少佐、一八九六（明治二九）年参本二部員、一八九七（明治三〇）年大佐、一九〇一（明治三四）年軍事課長、一九〇二（明治三五）年少将・参本総務部長、一九〇四（明治三七）年満州参謀、一九一五（大正四）年朝鮮軍司令官、一九一六（大正五）年大将（前掲『日本陸海軍総合事典』八一一頁）。『井口日記』が防衛研究所戦史部に所蔵されている。

（6）井口省吾文書研究会『日露戦争と井口省吾』（原書房、一九九四年）一七一頁。

（7）田中義一（一八六四〔元治一〕・六・二二～一九二九〔昭和四〕・九・二九）。山口県（長州藩）出身、一八九二（明治二五）年陸大卒、一八九四（明治二七）年大尉、一八九八（明治三一）年ロシア差遣、一九〇二（明治三五）年帰朝・参本一部員、一九〇四（明治三七）年満州軍参謀、一九〇七（明治四〇）年大佐、一九一〇（明治四三）年少将、一九一一（明治四四）年軍務局長、一九一五（大正四）年中将・参謀次長、一九一八（大正七）年陸相、一九二一（大正一〇）年大将、一九二七（昭和二）年首相兼外相（前掲『日本陸海軍総合事典』八三頁）。

（8）参秘第三八号ノ一「伊地知第一部長ヨリ部員及出仕ノ事務ヲ三班ニ分チ別紙ノ通分担調査セシメタル旨稟申」（『参謀本部歴史草案』明治三五年〔防衛研究所戦史部所蔵〕）。

二　在外公使館付陸軍武官

情報収集組織を手段によって分類すれば、文書情報、科学情報および人的情報各機関に大別することができる。一九

世紀末から二〇世紀初頭にかけて電波傍受、方位測定、人工衛星などによる通信科学情報組織[1]が未発達な段階では、文書および人的各情報機関が情報収集組織の両輪であった。そして、その後者の中で、在外公使館付陸軍武官（以下、在外陸軍武官と略す）の占める比重は極めて大きかった。在外陸軍武官が情報収集活動のみならず、軍事外交面においても顕著な働きを見せていたことは、第一章で既述した通りである。

一八七四（明治七）年末、陸軍省参謀局勤務の桂太郎少佐は「陸軍の兵制を改革せんと欲せは、欧州より適当なる教師を招聘することが必要なりと雖も、又我が有為の人物を選抜して欧州に派遣するの更に必要なるを知らさる可からす。……（後略）[2]」という意見書を、山県陸軍卿（参謀局長）へ提出した。桂はその意見書の中で、在外陸軍武官の派遣は経験に富んだ軍人をあて、対象国の軍制および軍事情勢などを視察し、日本陸軍改革のための資料収集を駐在目的にあげている。そして桂は、欧州諸国および清国に対する武官派遣の急務を強調するとともに、自らのドイツ公使館付武官任命を上申した。これが在外陸軍武官派遣の嚆矢となったようである[3]。

桂は一八七五（明治八）年三月三〇日、希望通りドイツ公使館付陸軍武官を命ぜられた。そして、桂は一八七五（明治八）年四月二八日、山県陸軍卿から出発に際して要旨、次のような服務心得[4]を付与された。

一　在外陸軍武官は駐在公使の指揮監督を受け、その分限は他の公使館員と同等である。

二　日本の国体および公使の名誉を重んじ、毀損してはならない。

三　武官は日本陸軍の代表として、公使館規則を順守し、その行動はすべて、公使の許可によること。

四　駐在国の軍制、兵力組成、軍事地誌および隣接諸外国との国際情勢について調査し、報告すること。

五　武官報告は公使館と外務省との通信回線に委託し、一般報告と特別報告に区分して、一連番号順に報告すること。

六　特命に関する報告は情報収集に徹底を期し、細部詳細に報告すること。
七　情報収集活動については秘密保全に留意し、何事についても公使の助言と指導を受けること。

山県は在外陸軍武官の身分、心構え、服務要領、情報収集項目、報告方法、特命対処、秘密保全など七項目から成る服務心得を示した。そして、武官発令時にその都度、この服務心得を付与して、武官が公使館員の一員たることを、厳しく銘記させている。この服務心得がじ後、在外陸軍武官の服務規範となった。従って、在外陸海軍武官内規は日露戦前に制定されることはなかった。

在外陸軍武官の分限について、一八八六（明治一九）年三月一八日付けの、次のような書付けが『参謀本部歴史草案』（明治一九～二一年、防衛研究所戦史部所蔵）の中に残されている。

「公使館付ヲ参謀ト為ス件ニ付キ有栖川宮本部長ヨリ大山陸軍卿へ左ノ協議ヲ為ス
海外派遣各国公使館付武官之儀ハ勤務上参謀官ヲ要スル趣旨タル勿論之事ニ候処従来実際ノ取扱参謀官ニ無之追々制度之完成ニ至ル今日ニ付以来右公使館付武官之儀ハ参謀官位置ト相定候様致度」

この協議によって、参謀官（参謀将校）が在外陸軍武官に充てられるようになったが、所属は陸軍省のままであった。そして、一八九二（明治二五）年五月一三日、神尾光臣少佐が清国公使館付に補職された際、陸軍大臣は外務大臣に対し、従来の告諭（服務心得）を訓令に改めると共に、在外陸軍武官の監督を参謀総長に委任する旨、通報している。訓令の内容は「今般清国公使館付将校トシテ派駐セシメラレタルニ就テハ凡テ駐剳ノ間ハ公使ノ管轄ニ属シ一切ノ分限公

使館付諸官ト異ナルコトナシ……（後略）」[5]として、上述した山県の服務心得が要約されただけであった。

その後、一八九三（明治二六）年一〇月三日の改正参謀本部条例において、在外陸軍武官の分限（参謀総長直轄、参謀官）が明記され、翌一一月二二日に在外公使館付陸海軍武官俸給令が勅令第二一二号によって公布された[6]。そして、これらの内容は日露開戦まで変更されることはなかった。なお、日露開戦前、陸軍には武官補佐官制度はなく、専ら八名の在外陸軍武官が参謀本部の国外情報収集機関として、それぞれの担当正面において広範な活動を展開していたのである。

開戦前における在外陸軍武官の配置は、別表6の通りである。

ここで、記述が重複することになるが、英国公使館付陸海軍武官の配置経緯について検討しておかなければならない。すでに述べたように、一八九三（明治二六）年一〇月三日付け改正参謀本部条例において、在外陸軍武官六名が参謀総長直属の情報機関として明記（第四条）された。そして、ここで初めて、アジアにおける英国の影響力が重視され、英国公使館付陸軍武官の配置問題が浮上したのである。その六カ月後、一八九四（明治二七）年三月二一日に柴五郎砲兵大尉が初代英国公使館付陸軍武官に任命されている。その後、日露開戦までの陸軍武官配置状況は、次の通りである[7]。

在外陸軍武官配置表
1904（明治37）年1月1日現在

別表6

区分／国別	公使	在外陸軍武官		
		階級	氏名	最終階級
英	林　薫	歩兵中佐	宇都宮太郎	大将
露	栗野慎一郎	歩兵大佐	明石元二郎	大将
仏	本野　一郎	歩兵少佐	久松　定謨	中将
独	井上勝之助	歩兵中佐	大井菊太郎	大将
清	内田　康哉	砲兵大佐	青木　宣純	中将
韓	林　権助	歩兵少佐	野津　鎮武	不明
墺	牧野　伸顕	歩兵少佐	福田雅太郎	大将
印		砲兵少佐	東　乙彦	中将

注1　公使：外務省百年史編纂委員会『外務省の百年下巻』（原書房、1969年）による。
武官：奏郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、1991年）による。
2　インド：「駐劄武官」（イギリス植民地）。

一	柴五郎砲兵大尉	一八九四（明治二七）年	三月～同年八月
	（欠）	一八九四（明治二七）年	八月～翌年九月
二	柴五郎砲兵大尉	一八九五（明治二八）年	九月～一八九八（明治三一）年一二月
三	伊地知幸介砲兵大佐	一八九八（明治三一）年一二月～一九〇〇（明治三三）年一〇月	
	（欠）	一九〇〇（明治三三）年一〇月～一九〇一（明治三四）年	四月
四	宇都宮太郎歩兵少佐	一九〇一（明治三四）年	四月～一九〇五（明治三八）年 九月

他方、日本海軍は陸軍に先行すること一四年前、すでに一八八〇（明治一三）年に初代英国公使館付海軍武官（Naval Attaché）として黒岡帯刀海軍少佐（のち、海軍中将）を、イギリスへ派遣している。それ以後、日露開戦までの海軍武官の配置状況は、次の通りである。(8)

一	黒岡帯刀海軍少佐	一八八〇（明治一三）年一二月～一八八三（明治一六）年	二月
	（欠）	一八八三（明治一六）年 二月～一八八四（明治一七）年	一月
二	八田裕次郎海軍少佐	一八八四（明治一七）年 二月～一八八八（明治二一）年	二月
三	伊月一郎海軍大佐	一八八八（明治二一）年 二月～一八九一（明治二四）年	三月
四	河原要一海軍大佐	一八九〇（明治二三）年一〇月～一八九三（明治二六）年	五月
五	遠藤喜太郎海軍大佐	一八九三（明治二六）年 五月～一八九七（明治三〇）年	一二月
六	細谷資氏海軍大佐	一八九七（明治三〇）年 四月～一八九七（明治三〇）年	六月

七　向山慎吉海軍大佐　一八九七（明治三〇）年　六月～一八九九（明治三二）年　五月
八　川島令次郎海軍中佐　一八九九（明治三二）年　二月～一九〇一（明治三四）年一〇月
九　玉利親賢海軍大佐　一九〇一（明治三四）年　四月～一九〇四（明治三七）年　六月

以上のように、在外陸海軍武官の配置経過から見る限りでは、日本陸軍のドイツ重視に対して、イギリス軽視の思想が読み取れる。第一章において触れたように、日英軍事協商に関し、日本陸海軍首脳部における対応の微妙なずれは、日英両海軍の長期にわたる緊密な信頼関係と日本陸軍の性急な対英接近の姿勢とに無関係ではなかったものと考えられる。冒頭に述べた山県陸軍卿の在外陸軍武官に対する服務心得および同心得を改正した訓令中に見られたように、在外陸軍武官の分限は「公使館付諸人（諸官）」と同一の立場にあった。言いかえれば、陸軍武官も又、公使に隷属した一公使館員であった訳である。

そこで、日露開戦前における外務省と参謀本部との協力関係を、制度的に見ておく必要がある。

ロシア軍が第二期満州撤兵期限を無視したことによって、満韓情勢が緊迫の度を加えた一九〇三（明治三六）年四月当時、外務省は桂第一次内閣（一九〇一〔明治三九〕年六月～一九〇六〔明治三九〕年一月）、小村外相の下、山座円次郎局長[9]が率いる政務局[10]が中心となって対露情報活動を展開していたのである。外務省本省の正規職員が大臣を含めて、わずかに七四名にすぎず、外交全般にわたる業務がすべて、局長以下臨時雇いを含めて一〇人足らずの政務局に集中していた[11]。

山座は一九〇一（明治三四）年一二月から六年半に亘って、政務局長に在任し、敏腕を振るった。山座は参謀本部井口総務部長、松川第一部長らを中核とする対露強硬派と密接な連絡を保ち、一九〇三（明治三六）年五月二九日に開催

された陸軍、海軍、外務当局者の有志会合（湖月会）[12]にも出席して、満州撤兵不履行に関する対露方針の上申書策定に寄与した。そのほか、山座は同年夏、のちに首相（一九三九〔昭和一一〕年三月）になる広田弘毅（当時、東大生で郷里の後輩）を、満韓情報資料収集のための特命旅行[13]に派遣して、対ロシアの動静に着目している。政務局も参謀本部と共に、独自の対露情報資料の収集に努力していたのである。

外務省の海外出先機関は公使館、総領事館、領事館、居留地経営事務所などの在外公館であった。そして、外務省は、これら機関の限られた館員に対して必要な情報収集を指示していた。日露開戦前におけるイギリス公使館の場合、林公使ほか、二等書記官二名、三等書記官一名、外交官補二名、書記一名、合計六名の公使館員に陸海軍武官を加えた小所帯であった[14]。

その中にあって、山県は駐在武官の特権意識を厳しく戒め、その服務心得が外務省と参謀本部の関係を律したのである。在外陸軍武官に対する参謀本部の訓令、情報要求を初め、外国駐在員および海外派遣者への情報収集指示はすべて外務省経由あるいは通報によって処理されていたし、参謀本部に対する海外各地からの秘区分の高い情報資料も又、同じように取扱われていた。そして又、ロシアの第二期満州撤兵に関する情報資料の中には、在清内田公使や在牛荘瀬川領事からの貴重な報告が含まれ、外務省から参謀本部へ直ちに速報されていたのである。

開戦を間近に控えた一九〇四（明治三七）年一月一二日、小村外相から在露栗野公使に宛てて、次のような電報が発信されている。

「開戦ノ暁軍事探偵ノ任務ヲ托センタメ『ピーターズバーグ』及『モスコウ』ニ於テ適当ノ外国人ヲ見出シ置カレ度旨参謀本部ヨリ依頼アリタリ右軍事探偵ハ可成一カ所ニ二名ヅツヲ得タシ即チ異ナリタル筋ヨリ出タル二個ノ報

告ヲ比較シテ事実ノ真偽ヲ確メントスルノ趣旨ニ付義一カ所二名ヅツノ適任者ヲ得タル場合ニハ彼等ヲシテ互ニ其我探偵ナルコトヲ證メンナサル様御注意相成リタシ」(15)

更に同年一月二五日と二月二日、児玉参謀次長は珍田外務次官に対し、外務省の秘密暗号電報による在露公使館付明石大佐宛ての、次のような機密至急電の発信を依頼している。

「間諜五〇〇円デ戦争中モ使ヒ通信方法ヲ定メヨ、貴官ハ開戦トナラバ『ヴィヤンヌ』ヲ退キ情報ヲ集メヨ、予備金二〇〇〇円去一八日独逸ヲ経テ送ッタ児玉」(16)

「間諜ノ選択ハ貴官ニ一任ス報酬ノ額ハ一応伺ヒ出ヨ児玉」(17)

参謀本部が開戦と同時に、ロシア本国での密偵使用を画策していたことが、これらの電文から良く理解できる。日露関係緊迫化の情勢下、参謀本部は外務省に全幅の信頼を置き、外務省も又、参謀本部の要請に即応していたのである。対露情報収集活動における参謀本部と外務省との協力関係は、日露戦前史の一大特色として指摘することが出来る。

（1）通信情報は「COMMINT」（Communications Intelligence）および「ELINT」（Electronic Intelligence）に区分されている。

（2）徳富蘇峰『公爵桂太郎伝（乾巻）』（原書房、一九六七年）三四四頁。

（3）桂の意見書が陸軍首脳に提出された翌年二月二日、福原和勝陸軍大佐が清国公使館付陸軍武官に任命されている（奏郁

彦編『日本陸海軍総合事典』〔東京大学出版会、一九九一年〕三六九頁。

（4）徳富、前掲『公爵桂太郎伝（乾巻）』三四六頁。

（5）外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年下巻』（原書房、一九六九年）一四一四頁。

（6）勅令二一二号（明治二六年一一月二二日）「在外国公使館付陸海軍武官俸給令」。同令により、陸海軍武官の俸給は本俸（陸軍給与令）と在勤俸に区分された。なお、在勤俸（円）は、次表の通りである。

官＼住所	英露米仏	独伊	清	朝鮮
陸海軍佐官	二、二〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇	一、六〇〇
海軍尉官	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇	一、五〇〇

（『法令全書』明治二六年、三八九頁）

（7）奏郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、一九九一年）三六七頁。

（8）同右、四三二頁。

（9）山座円次郎（一八六六〔慶応二〕・五・二八～一九一四〔大正三〕・五・二八）。福岡県出身、帝大卒、釜山・ロンドン・京城各公使館勤務、一九〇一（明治三四）年外務省政務局長、一九一三（大正二）年北京駐在公使（『新潮日本人名辞典』〔新潮社、一九九一年〕一七七頁）。

（10）一九〇三（明治三六）年一二月五日、「各省官制通則中改正一件」（勅令第二〇八号）により、一九〇〇（明治三三）年以降、各省に置かれていた総務長官および官房長が廃止され、次官制が採用された。その結果、外務省には次官の下、大臣官房（七課）のほか、政務および通商（二課）の二局が配置されていた。政務局は一九二〇（大正九）年一〇月、亜細亜局と欧米局に分割される。なお、外務省分課規程（第一〇条）によれば、政務局の担任業務は次の通りである（外務省百年史編纂委員会『外務省の百年上巻』〔原書房、一九六六年〕二五八頁）。

一　外交政務ニ関スル事項
二　各般ノ条約ニ関スル事項

三　外交官ノ職務及権限ニ関スル事項
四　犯罪人引渡ニ関スル事項
五　在帝国外国人及外国艦船ニ関スル事項
六　本局主管ノ事件ニ属スル万国会議ニ関スル事項

(11) 稲葉千晴「日露戦争中の諜報システム」(一九九六年度「国際政治学会」資料)二頁。
(12) 陸海軍および外務省の対露主戦論者の集まりで、会場(東京烏森の料亭「湖月」)の名に因み、湖月会と呼ばれた(黒龍会『東亜先覚志士記伝・上巻』(原書房、一九六六年)七三八頁)。
(13) 前掲『外務省の百年上巻』四〇二頁。
(14) 前掲『外務省の百年下巻』一五〇八頁。
(15) 「軍事密偵雇入方訓令」電第一六号(「日露戦役関係帝国ニ於テ密偵者使用雑件」、外交史料館所蔵)。
(16) 参謀本部「臨第二四八号第一」(同右)。
(17) 参謀本部「臨第三〇五号第一」(同右)。

三　外国駐在員および海外派遣者

(一)　外国駐在員

桂陸軍大臣(一八九八[明治二九]年一月～一九〇〇[明治三三]年一二月)は一九〇〇(明治三三)年一〇月四日、それまであった外国留学生制度を改正し、「外国駐在員規則」[1]を制定した。海軍も翌年三月、同様な規則を定めている[2]。陸軍における「外国駐在員規則」の主要な条文は、次の通りである。

第　一条　駐在員ハ陸軍総務長官ニ隷ス

第　二条　駐在員ノ任務、駐在期間及駐在手当ノ金額等ハ総務長官ノ与フル訓令ヲ以テ之ヲ定ム
総務長官ハ臨時命ヲ授ケ駐在員ヲシテ訓令以外ノ事項ヲ調査セシムルコトアルヘシ

第　三条　駐在員ハ訓令ノ実施ニ関シ諸事駐在員取締ノ指揮ヲ受クルモノトス

第十三条　最後ニ於ケル学業報告及終末調査報告書ハ駐在員歸朝届ト同時ニ差出スヘシ

第十五条　駐在員取締ハ公使館付陸軍武官ヲ以テ之ニ充テ総務長官ニ隷ス

第十六条　駐在員取締ハ駐在員ヲ督励シテ其ノ訓令任務ヲ果サシムルヲ以テ任トス之カ為メ総務長官ハ右訓令ヲ取締ニ通告ス

以上のほか、第十二条は「軍事上有益ナル事項及臨時調査ヲ命セラレタル事項ハ時々速ニ詳報スヘシ」と規定している。更に又、第十五条は、駐在員取締官として在外陸軍武官を充て、総務長官に隷属させることを定めている。公使館付陸軍武官は、参謀本部条例において参謀総長に直属することになっているので、この規則によって在外陸軍武官の分限が錯綜する結果になった。

外国駐在員の一例として、一九〇二（明治三五）年三月三日、寺内参謀次長は陸軍省中村総務長官に対し、「英国駐在員稲垣騎兵大尉修学ニ関シ本人及駐在員取締宇都宮歩兵少佐へ訓令相成度移牒」[3]という発令要請を宛て、二日後の同年三月五日に総務長官から「稲垣騎兵大尉英国駐在員仰付ラレ別紙ノ通訓令セシ旨通牒」[4]という回答が参謀次長へ寄せられている。そして、英国駐在の宇都宮と新駐在員稲垣に対し、次のような訓令が付与された。

（宇都宮少佐への訓令）

陸軍騎兵大尉稲垣三郎今般英国駐在ヲ命セラレタルヲ以テ別紙写ノ通訓令セリ依テ貴官ハ左ノ要旨ニ拠リ処理スヘシ

一　貴官ハ本人其地到着ノ上ハ速ニ就業セシメ指定ノ期限ニ於テ訓令ノ任務ヲ貫徹セシムル様取計フヘシ

二　貴官ハ本人語学発達の程度及希望ヲ参酌シ適宜ノ期間ニ於テ本任務ノ研究ニ移ラシムヘシ隊付期限其地調査ニ関シテハ貴官ノ区処ニ任ス

但シ任務外ノ事項ヲ専攻セシムル必要アル時ハ其修学開始前ニ上申シ訓令ヲ受クヘシ

三　語学ヨリ本任務ノ研究ニ移ラシメタル時ハ直ニ其月日ヲ報告スヘシ

（稲垣大尉への訓令）

一　貴官駐在ノ目的ハ主トシテ英国軍隊ノ編制兵役教育等ニ関スル事項ヲ研究調査スルニアリ為シ得レハ其殖民地軍隊ノ事ニ及フヘシ

二　之レカ為最初語学ヲ研究シ後英国軍隊ニ隊付勤務ヲナスヘシ但シ研究上之ヲ廃シ他ノ関係諸官衛或ハ其他ニ就テ調査スル事利益多シト思考シタルトキハ駐在員取締ニ稟議シ其区処ニ従フヘシ又其隊付期限ニ在テモ之ニ準ス

三　右諸件ニ関スル研究ヲ勉ムルト同時ニ英国ト列国殊ニ東洋トノ軍事的関係ニ就キ常ニ注意ヲ怠ル可ラス

四　外国軍事ノ秘密ニ渉ルモノヲ研究調査スルニ方リテハ厳ニ戒心ヲ加ヘ将来探求ノ余地ヲ減縮セサルコトニ注意スヘシ

五　駐在期限ハ倫敦到着ノ日ヨリ満三ケ年トス

六　駐在手当ハ当分ノ内月額金二二〇円を給ス(5)

以上のような訓令が他の諸外国へ派遣される陸軍将校に対しても、同様に付与されていた。ここに取り上げた稲垣三郎騎兵大尉は約二年間の英国留学を終え、一九〇四（明治三七）年四月に帰朝している。稲垣はイギリス滞在間、宇都宮公使館付陸軍武官のもとで、語学研修の傍ら「日英軍事協商」や情報収集に、どのような関わりをもっていたのか、それを知る史料は未だ見つかっていない。その後、稲垣はインド駐箚武官（一九〇六［明治三九］年）を経て、第七代英国大使館付陸軍武官（一九一〇［明治四三］年）に任命されている。外国駐在員には陸（海）大卒の青年将校が毎年度、定期的に選抜されていた(6)。その任務は既述の訓令にもあるように、外国語の修得が第一義であった。しかし、公使館付武官補左官制度のなかった当時、外国駐在員は各武官の指示を受け、情報収集活動において武官を補佐していたものと考えられる。その意味において、外国駐在員も又、参謀本部情報収集組織の一員であった。

（1）陸軍省陸達第一〇五号「外国駐在員規則別冊ノ通定ム」（『法令全書』明治三三年、三一六頁）。
（2）秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、一九九一年）五頁。
（3）「参秘第五六号ノ一」明治三五年三月三日付（『参謀本部歴史草案』明治三五年［防衛研究所戦史部所蔵］）。
（4）「総機外発第七六号」明治三五年三月五日付（前掲『参謀本部歴史草案』）。
（5）駐在員経費は俸給、宅料、外国駐在員等、出発手当、帰朝手当、旅次手当、駐在手当、図書・印刷費、通信運搬費などであった（『法令全書』明治三三年、三九頁）。
（6）「参秘第一四号ノ二」明治三六年一月二六日付、田村次長ヨリ陸軍総務長官へ回答「明治三六年四月当部ヨリ派遣スヘキ外国駐在員ハ左記両名ニ内定致シニ付照会ノ上ハ別紙案ノ通訓令相成度此段通牒候也」
仏国　陸軍歩兵大尉　津野田　是重
独国　同　岡田　伍七

（前掲『参謀本部歴史草案』明治三六年）。

参謀本部井口総務部長の「備忘録」（明治三六年一月二二日付）の中に「外国駐在員（四月派遣ノ分）決定セラル」という記録が残されている（井口省吾文書研究会『日露戦争と井口省吾』〔原書房、一九九四年〕四五九頁）。

以上の史料内容から、外国駐在員の選考が毎年一月下旬～二月上旬に実施され、四月に出発する手順がとられていたようである。

(二)　海外派遣者

参謀本部は外国駐在員のほかに、語学力、情報勤務適性などを考慮して、陸軍将校および下士官の中から希望者を選抜し、海外へ派遣した。それは、将来予測されるロシア陸軍との戦闘地域における戦術・作戦情報収集が狙いであった。従って、海外派遣者の配置先も逐次、満州北部や朝鮮方面に主な対象が移っていった。そして、これらの海外派遣者は参謀本部の指示に基づき、対象地域における諜報活動に従事したのである。

これらの海外派遣者とは別に、外国からの招請をうけて派遣された陸軍将校および下士官があった(1)。それも又、参謀本部における諜報工作の一環と見ることができる。

参謀本部は一九〇二（明治三五）年一〇月八日、「応聘将校下士心得」(2)、「海外派遣者報告規定」(3)および「将校下士ニシテ外国ニ招聘セラルル者ノ手続」(4)を作成した。この三部作（秘）は、先に述べた外国駐在員の服務心得（訓令）に代わる海外派遣者のための服務基準と考えられる。そこで、各規定の要点のみを、次に列挙する。

ア　「応聘将校下士心得」

(ア)　海外派遣応募者は、天皇の裁可手続きを経て、その採用が決定される。採用者は軍籍に関係なく、参謀本部部員

と同様に、その重責を自覚すること。

(イ) 採用者の俸給は停止され、兵籍は抹消される。また退役者名簿にも記載されない。

(ウ) 参謀本部に対する情報報告には所見を付して、「海外派遣者報告規定」に準拠すること。

(エ) 諜報工作に関する重大事項は参謀総長の許可を受けること。

(オ) 先任将校は当該地域における将校および下士官を統率すること。

イ 「海外派遣者報告規定」

(ア) 報告は参謀総長に宛てること。

(イ) 報告の授受は確実を期すること。

ウ 「将校下士ニシテ外国ニ招聘セラルル者ノ手続き」

(ア) 陸軍大臣の許可による。

(イ) 参謀総長へ出発届を提出すること。

田村参謀次長は一九〇三（明治三六）年二月一四日、次章において触れる師団長会議の席上、海外派遣者の選考について、次のようにのべている。(5)

「支那ニ傭聘セラルルモノ是迄多クハ東京付近ノモノニシテ一地方ニ偏スル嫌アリ、本部ハ広ク全国軍隊ヨリ取リ平均ヲ得セシムル希望ナリ故ニ各師団長ヨリ希望者ノ学力等詳細報告ヲ本部ニ出シ置カレタシ本部ニテハ候補者名簿ヲ作リ逐次応聘ノ手段を取ラントス」

田村の発言から、数多くの応募者が海外派遣を希望していたことが理解できる。海外派遣者の選考基準、駐在諸手当、活動工作費など細部については不明である。しかし、将校については主として、陸士卒の壮年将校が、下士官については対象国の語学力、体力、家庭状況などが考慮され、不定期に選抜されていたものと思われる。

海外派遣者の情報活動については、次節で触れることになる。海外派遣者が参謀本部における情報収集機関として、重要な任務を負担し、日露開戦前に大きな功績を残している。開戦前における海外派遣者の配置状況は概ね、別表7の通りである。なお、別表7記載の名簿以外にも、更に数名の海外派遣者が清韓両国に配置されていたものと思われる。(6)しかし、海外派遣者の細部配置状況は不明である。

海外派遣者配置状況
1904（明治37）年1月末現在

別表7

派遣国		派遣年月日	階級	氏名	最終階級	出典
清	北京		大尉	佐藤安之助	少将	A
			少佐	橋口勇馬	少将	
			大尉	井戸川辰三	中将	
	錦州		大尉	川崎良三郎		
	芝罘		少佐	守田利遠	少将	
	香港		少佐	与倉喜平	中将	
	満州	36.12.31	少佐	江木精夫	大佐	
			大尉	土井市之進	少将	
	貴州	36. 3.	少佐	高山公通	中将	B
	成都		少佐	松浦寛威	中将	
韓	京城	37. 1.13	大尉	井上		A
		36.10.16	大佐	松石		
	鏡城	36.10.12	大尉	桜井		
	鎮南浦	37. 1.10	大尉	村岡		
	義州	36.10.	少佐	東郷辰二郎	少将	

注　A：井口省吾文書研究会『日露戦争と井口省吾』（原書房、1994年）467頁。
B：島貫重節『戦略・日露戦争・上』（原書房、1980年）283頁。
最終階級：奏郁彦編『日本陸海軍総合事典』（東京大学出版会、1991年）。

(1) 島貫重節『戦略・日露戦争・上』（原書房、一九八〇年）七一頁。
(2)「応聘将校下士心得」（『参謀本部歴史草案』明治三五年〔防衛研究所戦史部所蔵〕、〔参考〕・〔史料四〕参照）。
(3)「海外派遣者報告規定」（前掲『参謀本部歴史草案』、〔参考〕・〔史料五〕参照）。
(4)「将校下士ニシテ外国ニ招聘セラルル者ノ手続」（前掲『参謀本部歴史草案』〔参考〕・〔史料六〕参照）。
(5)『師団長会議書類』明治三六年二月（防衛研究所戦史部所蔵）。
(6) 出兵計画と同時に着手すべき件の中に

「左ノ諸官ヘ訓電ノ事、坂西、鋳方、佐久間、高山、与倉、橋本、伊藤、恒吉、斉藤、松浦、坂田」という記録が残されている。そして、その内の三名は「別表7」に名字が記載されている（井口省吾文書研究会『日露戦争と井口省吾』（原書房、一九九四年）四六四頁）。

第三節　情報収集

本節では日露開戦必至の情勢下、参謀本部が展開した対露情報活動の断面を考察する。参謀本部が各情報収集機関に対して発令した情報要求（電命）、それに対する情報報告を概観する。そして又、参謀本部が独自に実施した現地偵察から、参謀本部における日露決戦への傾斜過程を検討する。

一　情報報告

参謀本部総務部長井口少将は一九〇三（明治三六）年四月一一日深夜、二度に亘って参謀本部からの当直伝令に起こされ、清国派遣の立花[1]および守田両少佐からのロシア陸軍満州撤兵不履行に関する電報を受取った[2]。そして、駐日英国公使館に対する同電報の通報処置が執られている。

同年四月二九日から約一週間、恒例の参謀長会議が参謀本部、陸軍省および教育総監部において開催された。参謀長会議については次節で詳述するが、満州問題が中心議題であった[3]。

参謀本部は参謀長会議終了後、慌しい動きをみせている。『井口日記』によれば、井口は同年五月九日、近衛歩兵第

四連隊特命検閲中の田村参謀次長から満州情勢に関する調査指示を受けている。それに先立ち、海軍々令部小田海軍中佐が軍令部長伊東海軍大将の命によって参謀本部を訪ね、井口に参謀本部の対満州情勢見積りを質問した。そして、両者の間で、次のような会話が取り交わされている。(4)

井口「総長次長不在ニ付本部ノ意見ハ断言スルヲ得サレトモ、余一個ノ考ニテハ露国ノ挙動ニ対シ断然タル決心ヲ取ルハ最モ時宜ニ適スコトタル」

小田「一日遅レハ一日ノ不利ナリ」

井口「内閣ノ決心ヲ促スノ必要アリ」

小田海軍中佐の発言は、英国情報に基づく情勢判断か、それとも海軍軍令部独自の見積りによるものか、それを裏付ける史料は見当たらない。しかし、この遣り取りから、日本海軍における対露開戦への緊迫感が理解できる。

井口は翌一〇日（日）、松川第一部長、荻野および朝久野第一部員を参謀本部へ呼寄せ、満州におけるロシア撤兵事件（四月八日）上聞書を起案し、五月一一日に田村参謀次長へ提出した。大山参謀総長は五月一二日、これを「軍備充実に関する上聞書」として上奏したのである。(5)

これら一連の参謀本部の動きは露清条約(6)に基づく第2期満州撤兵期限（一九〇三〔明治三六〕年四月八日まで）を無視したロシア側への対応であった。

井口からの上聞書案を受理した田村参謀次長は五月一一日、在露公使館付陸軍武官明石中佐に対し、次のような電報命令を打っている。

「露国ハ第2期満州撤兵ノ実行ヲ躊躇シ却テ新タニ鴨緑江右岸ニ兵備ヲ配布シツツアリ貴官ハ本件ニ関する露国陸軍省ノ希図ヲ偵知スルコトヲ勉ムヘシ」(7)

この参謀次長電命に対する明石からの返電が五日後、田村へ届いている。

「満州ニ於ケル露国ノ行動ニ就テハ未タ別ニ得ル所ナシ然レトモ充分注意ヲ怠ラス為シ得ル限リ之カ調査ニ従事セントス

信スヘキ所ヨリ得タル情報ニ依レハ露国ハ巴爾干（ニ語脱）ノ結果トシテ又塊太利匈牙利人ノ合意ヲ以テ第十五師団及第四狙撃旅団ニ動員ノ準備ヲナスヘキ命ヲ下セリ右情報ハ確実ナルモノトス

目今ノ情報ヨリ予ハ露国陸軍大臣来遊ノ際ハ充分ナル注意ヲ以テ彼ヲ待遇スルノ得策ナルヲ信ス」(8)

これは参謀次長からの情報要求、即ち特別なEEI（essential elements of information）(9)に対する在外陸軍武官の即答例である。日露開戦必至の情勢下、参謀本部から在外陸軍武官および海外派遣者に対して打電された情報要求については、本項の末尾に掲げる。

ここでは、参謀本部第一部が一九〇三（明治三六）年四月二九日現在で収集したロシア軍の第二期満州撤兵に関する情報報告(10)を、先に整理しておきたい。それらはいずれも、参謀本部の情報要求に対する返電と考えられるからである。報告発信者は、次の通りである。

一　在清特命全権公使　内田康哉(11)
二　在牛荘領事　瀬川浅之進(12)
三　在清公使館付武官　山根武亮少将(13)
四　清国駐屯軍司令官　秋山好古少将(14)
五　在露公使館付武官　明石元二郎中佐
六　清国派遣（軍事顧問）　立花小一郎少佐
七　在芝罘駐在員　守田利遠少佐(15)
八　在錦州駐在員　川崎良三郎大尉
九　在義州駐在員　日野強大尉(16)

以下、報告電報は重要な内容を抜粋して、日付順に列挙し、末尾に発信者の略名を記す。

（四月一一日）

「露国満州撤兵セス増兵ス」（立花少佐）

「大連湾以北鴨緑江ニ至ル沿岸ニハ先日来数千ノ露兵ヲ配置シ警戒頗ル厳ナリ」（瀬川領事）。

（四月一三日）

「各地未タ撤兵セス」（川崎大尉）。

（四月十五日）

「将来ニ於ケル諜報勤務ノ拡張ト其統一ヲ計ルコトハ現時ニ於ケル最大要務トス」（秋山少将）。

（四月二二日）

「露国ハ哈爾賓ニ要塞ヲ築キ初メタリ」（明石中佐）。

（四月二四日）

「長春ニハ第一三連隊ノ一大隊及第一五連隊ノ一分隊アリ又タ長春ノ南方伊通州ニハコサック兵三〇〇駐屯シ居レリ又タ吉林将軍ノ談ニ依ルニ同所ニハ歩。騎。砲兵ヲ合セ総テ七〇〇〇ノ露軍駐屯シ居レリ」（内田公使）。

（四月二十九日）

「袁世凱日ク露国ハ未タ満州撤兵ヲナサス」（秋山少将）。

以上のようなロシア軍の第二期満州撤兵に関する情報報告から、参謀本部第一部は「撤兵ヲ欲セサルハ目下ノ情況上明了ナル事実ナルヘシ」[17]という情勢見積りを下している。従って、田村次長は、特に鴨緑江流域におけるロシア軍の配備強化に着目し、在露陸軍武官明石中佐に対し、既述の情報要求を打電した訳である。

在露明石中佐に対する情報要求（庶秘第八六号ノ一）に引続き、田村参謀次長は満韓情勢緊迫化の中、在外陸軍武官および海外派遣者に対する情報要求（外務省経由）を、次のように打電している[18]。

発電番号からみれば、四三通の電報命令が発信されていることになるが、欠番については所在不明である。従って、

発電月日	宛先	宛名	発電番号
五、十六	オデッサ	武藤大尉(19)	庶秘第九三号ノ一
七、八	露	石坂少佐(20)	庶秘第一一〇号ノ一
七、一六	露	明石中佐	庶秘第一一三号ノ一
七、二〇	牛荘	川崎大尉	庶秘第一一六号ノ一
七、二四	露	明石中佐	庶秘第一一九号ノ一
八、一	露	石坂少佐	庶秘第一二二号ノ一
八、七	韓	井口少将	庶秘第一二三号ノ一
八、二一	満	川崎大尉	庶秘第一二八号ノ一

一九〇三（明治三六）年八月二一日付けの電命が田村の発信した最後の情報要求ということになる。田村参謀次長の夭逝（四十九歳）についてはすでに触れたが、同年一〇月一日の深更、赤十字社病院において逝去した(21)。その後、井口総務部長、児玉参謀次長から情報要求が発電されているので、その内容(22)を前出の電報命令と併せて、以下に列挙しておきたい。なお、発信日付は一九〇三（明治三六）年のみである。

(一)　田村参謀次長発

（在オデッサ・武藤歩兵大尉宛）

「其地ノ軍隊動員セシナラハ帰朝ヲ見合セ依然視察セヨ」（五月一六日）。

（在露国・石坂少佐宛）

「モスコー付近ヨリ陸兵ヲ極東ニ輸送ス下車点ニ注意セヨ」（七月八日）。

（在露国公使館付・明石中佐宛）

「西伯利亜派遣兵ノ出発日ト下車地ヲ返電セヨ」（七月一六日）。

（在牛荘・川崎大尉宛）

「南下シタル軍隊ハ何レノ隊ニテ其下車シタル後ノ状況如何ナルヤヲ視察セヨ」（七月二〇日）。

（在露国・明石中佐宛）

「第三五師団ノ一旅団ハ如何セシカ」（七月二四日）。

（在露国・石坂少佐宛）

「欧露ヨリ軍隊輸送セラレ智多ニ下車セシヤノ報アリ貴官自ラ行テ之ヲ確メヨ」（七月二四日）。

「書記生ノ同行ハ必要ナキモノト認ム

在浦塩斯徳石坂少佐ヨリ電報

目下ノ状況ニアリテ余ハ浦塩斯徳貿易事務館書記生一名ヲ同行セシメ度希望ヲ有シ居就テハ同書記生ヲ余ト同行出発セシムル様外務大臣ヨリ許可ヲ得被下問為候哉」（八月一日）。

（在韓国・井口少将、松川大佐宛）

「偵察スル各道路ノ河川ニハ可成地方材料ヲ用ヒ架橋スル目的ヲ以テ材料ノ偵察ヲ為セ」（八月七日）。

（在露国・石坂少佐宛）

「ウスリーノ軍隊満州ヘ移動シタルノ報アリ其真否ヲ確メ報告セヨ」（八月二一日）。

（在満州・川崎大尉宛）

「満州北部ノ軍隊関東州ニ集メラレツツアルガ如シ貴官ハ目下関東州ニ現在セル兵力及隊号ヲ親ク視察シ報告セヨ」（八月二一日）。

(二)　井口総務部長発

（在露国・石坂少佐宛、庶秘第一五七号ノ一）

「露国ハ騎兵一〇〇名ヲ京城ニ派遣セントシ又陸路ヨリ軍隊ヲ咸鏡道方面ニ出サントスルノ報アリ之ニ関する情況ヲ視察シ報告セヨ」（一〇月八日）。

（在清国・守田少佐宛）

「露国ハ騎兵一〇〇名ヲ京城ニ派遣セントスルノ報アリ之ニ関する情況ヲ偵察シ報告セヨ」（一〇月八日）。

(三)　児玉参謀次長発

（在営口・川崎大尉宛、庶秘第一七一号ノ一）

「チタニ在リシ露軍ハ全部東方ニ向ヒ移動シタルモノノ如シ貴官ハ之ニ関スル情報ヲ偵察シ報告スヘシ」（一〇月一〇日）。

（在露国・明石中佐宛、庶秘第一八三号ノ一）

「参謀総長交迭ノ風聞アリ事実ナレハ後任ハ誰」（一〇月三〇日）。

（在営口・川崎大尉宛、庶秘第一八六号ノ一）

「露軍ハ再ヒ奉天ヲ占領シ奉天将軍ハ監禁セラレタリト云フ情況ヲ探ルヘシ」（一一月二日）。

故田村参謀次長（中将）の葬儀[23]が一〇月四日に行われているが、その四日後に井口総務部長は、所掌外とも思える上記のような情報要求を発信している。田村亡き後の悲壮な井口の心情が窺えるようである。井口は、電報命令を発信した一〇月八日の日記に、次の言葉を残している。

「本日ハ第三期満州撤兵期ナレトモ露国ハ撤兵ノ模様ナク、又露国ハ公使館護衛ノ為メ騎兵一〇〇騎ヲ京城ニ出サントシ、陸路義州方向ヘ兵ヲ進メントシ、咸鏡道ヲ守備セントシ仁川ニ於テ一五〇名ノ浮舟ヲ買入レントスルノ報続々到来。又京城義州ニ於ケル韓人ノ邦人ニ対スル体度無礼ヲ極ムル等ノ事アリ。時機已ニ後レタルモ今日ニシテ内閣一大決心ヲ以テ韓国出兵ヲ敢ヘテセサレハ邦家ノ為メ東洋平和ノ為メ露国ノ横暴ヲ抑制スルヲ得ス（後略）」[24]

参謀本部は、在外陸軍武官および海外派遣者から入電する情報報告を評価・判定（処理）して、ロシア陸軍の満州撤兵不履行を確認した。そして又、参謀本部が対露開戦の不可避を決断するに至った経過が、情報要求の内容からも察知される所である。

（1）立花小一郎（一八六一〔文久元〕・二・十～一九二四〔昭和四〕・二・一五）。福岡県（三池藩）出身、一八八九（明治二二）年陸大卒、一八九八（明治三一）年少佐、一九〇〇（明治三三）年北清連合軍司令部付、一九〇一（明治三四）年清国駐在軍参謀、一九〇二（明治三五）年清国軍事顧問、一九〇五（明治三八）年大佐・アメリカ公使館付（ポーツマス会議全権随員）、一九一四（大正三）年中将、一九一九（大正八）年関東軍司令官、一九二〇（大正九）年大将（秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』〔東京大学出版会、一九九一年〕）九〇頁。

（2）井口省吾文書研究会『日露戦争と井口省吾』（原書房、一九九四年）二二二頁。

（3）『参謀長会議書類』明治三六年五月（防衛研究所戦史部所蔵）。

（4）前掲『日露戦争と井口省吾』二二七頁。

（5）陸軍省『明治軍事史・下』（原書房、一九六六年）一二四二頁。

（6）一九〇二（明治三五）年四月八日、ロシアは清国と北京において満州還付条約（満州撤兵条約）を締結し、その第二条はロシア陸軍の満州撤兵を三期に分けて規定した。第一期が一九〇二（明治三五）年一〇月八日まで、第二期が一九〇三（明治三六）年四月八日まで、第三期が同年一〇月八日までであった（桑田　悦編『近代日本戦争史・日清日露戦争』〔紀伊国屋書店、一九九五年〕）四一八頁。

（7）「庶秘第八六号ノ一」一九〇三（明治三六）年五月一一日付、田村次長から在露公使館付明石歩兵中佐宛（『参謀本部歴史草案』明治三六・一・四～三六・一一・五〔防衛研究所戦史部所蔵〕）。

（8）前掲『明治軍事史・下』一二五一頁。

（9）情報主要素と訳されているが、情報要求のことである。通常、一般と特別に分けられる。

（10）前掲『参謀長会議書類』。

（11、12）内田在清公使（三八歳）は第二次西園寺、原、高橋、加藤友三郎各内閣の外相を歴任した（『新潮日本人名辞典』〔新潮社、一九九一年〕二六四頁）。瀬川在牛荘領事は後、漢口総領事に就任した（外務省百年史編纂委員会『外務省の百年下巻』〔原書房、一九六九年〕一五三三頁）。

（13、14、15、16）報告発信者の略歴

階級	氏名	年齢	出身	陸大	主要経歴	最終階級
少将	山根　武亮	五〇	山口		近衛師団長	中　将
同	秋山　好古	四四	愛媛	卒	朝鮮軍司令官	大　将
少佐	守田　利遠	四〇	福岡		第六十連隊長	少　将
大尉	日野　強	三八	愛媛		参本付	大　佐

（前掲『日本陸海軍総合事典』）。

（17）前掲『参謀長会議書類』。

（18）『参謀本部歴史草案』明治三六・一・四～三六・一一・五（防衛研究所戦史部所蔵）。

（19・20）電報命令受信者の略歴

階級	氏名	年齢	出身	陸大	主要経歴	最終階級
大尉	武藤　信義	三五	佐賀	卒	関東軍司令官	元　帥
少佐	石坂善次郎	三二	岡山	卒	ロシア大使館付	中　将

（前掲『日本陸海軍総合事典』）。

（21）前掲『日露戦争と井口省吾』二一五頁。
（22）前掲『参謀本部歴史草案』。
（23）前掲『日露戦争と井口省吾』二一五六頁。
（24）同右、二一五七頁。

二　現地偵察

参謀本部は日露開戦前、在外陸軍武官、外国駐在員および海外派遣者から入手した対露関連情報報告を逐次、「海外情報編纂委員会」において処理（評価・判定）し、情報化（使用）したのである。言いかえれば、これは机上における情報収集活動である。これに対し、参謀本部の作戦担当幕僚自らが直接、紛争地域あるいは将来予測される戦闘地域を踏破して、現地における実情（情報）を確認することが行われていた。つまり、この現地偵察も又、有効な情報収集活動の一つであった。

一九〇一（明治三四）年三月二〇日、井口砲兵大佐（陸軍省軍務局砲兵課長）は同月一九日付けの清国派遣命令(1)を受

け、二宮工兵少佐および宇山軍医正を同行して、同年三月二三日に東京を出発した。その目的はなお、硝煙燻る北清事変後の現地視察、特に各諸外国軍隊の兵站調査であった。『井口日記』（防衛研究所戦史部所蔵）によれば、井口は約一カ月間に亘って、北清駐留各国軍の砲車材料、厩、兵舎、被服、天幕、病室などを、詳らかに実視している。この間、四月一三日には連合軍総司令官・独ワルデルゼー元師（Alfred von Waldersee）と久濶を叙し[2]、四月三〇日にはロシア第五狙撃連隊[3]を訪ねて武装兵の写真を撮影し、諸外国部隊の軍装収集などに従事している。

井口は同年五月七日、一カ月余の清国派遣から帰朝している。この行動も広義の現地偵察とみることが出来よう。通常、現地偵察は、次に述べるような作戦計画立案のための準備要件である。陸軍首脳部が井口に付与した指示は、北清に進駐している諸外国軍の実情調査であり、現地偵察の好例として挙げられる。

次に、一九〇三（明治三六）年四月八日、ロシア軍が第二期満州撤兵期限を無視したことによって、満韓情勢は一挙に緊迫の度を加えた。同年七月二七日、田村参謀次長は参謀本部において井口総務部長に対し、「日本政府ハ此回ヲ以テ韓国ノ事ヲ解決スヘキコトヲ英国政府ヘ通告シテ同意ヲ得、不日閣議ヲ経タル上在露栗野公使ニ訓令シテ露政府ニ公然申込ム筈ナリ、事宜ニ依リテハ意外ノ変動ヲ来スヤモ知ル可ラス云々」[4]と述べて、日露開戦の可能性を示唆している。田村は二日後の七月二九日、井口に韓国行を打診し、井口はそれを快諾している[5]。陸軍省は一九〇三（明治三六）年七月三一日付け辞令「御用有之朝鮮国へ被差遣」[6]を、井口へ付与した。井口総務部長は八月四日、松川第一部長、西川少佐（参謀本部「海外情報編纂委員会」委員、一九〇五［明治三八］年一月に鴨緑江軍参謀）および矢野目少佐、本城大尉を同行して韓国へ出発している[7]。田村のこの指示が現地偵察命令である。参謀本部における全般業務担当の陸軍少将と担当正面の作戦・情報主任幕僚を現地へ派遣して、すでに収集された情報資料の正確度の検証および作戦用地誌資料の入手が、田村の決心にとって不可欠の要素であったものと思われる。

井口現地偵察隊は八月六日、神戸郵船会社の大連丸で、神戸を出港し翌七日、門司に入港、「下関ニ上陸、川卯ニ一憩ス、松川本城二氏同伴、妻ニ安着ヲ報ス。一行約シテ船中匿名ノ外用ユ可ラストシ、犯ス者ハビール一瓶ノ罰ニ処セラルヘシト定ム。午後三時更ニ乗船、四時半門司ヲ発シテ長崎ニ向フ。暑気益々劇シ、夜間屢々覚ム」[8]と認めている。

田村参謀次長は同日、外務省経由で井口宛に「偵察スル各道路ノ河川ニハ可成地方材料ヲ用ヒ架橋スル目的ヲ以テ材料ノ偵察ヲ為セ」[9]と打電（庶秘第一二三号ノ一）している。井口は、その日記の中に受信の模様について触れていないが、長崎への洋上で田村の電報命令を受取っている筈である。田村は出発前の打合せの中で、当該指示の欠落に気付き急拠、井口に打電したものであろう。田村はこの時、朝鮮西海岸沿いに京城へ北進する野砲部隊の捷径に作戦計画の重点を指向していたに違いない。

井口と松川は二手に分かれ、それぞれ異なる京城への接近経路（avenues of approach）を辿ることになる。両者は、陸大で砲兵と歩兵の戦術教官を務めた陸軍きっての戦術家であった。井口は砲兵運用を、松川は歩・騎兵運用を想定しながら、酷暑の朝鮮半島を現地偵察したのである。「幕僚勤務は自らの足で、自らの眼で」の鉄則が当時は厳然として存在していたと言えよう。井口は、八月一一日から約二〇日間に亘る地形偵察の模様を、日記の中に刻明に書き残している[10]。その一部を、次に列挙しておきたい。

（八月一一日〔火〕　晴）

「矢野目少佐並ニ通弁斉藤ヲ随ヘ韓駄馬ニ騎リ別ニ荷馬一頭ヲ牽連レ、松川大佐、本城大尉ニ別レ釜山ヲ発ス。九徳嶺ヲ越ヘ亀浦ニ至リ午食休憩ス。此地京釜鉄道ノ停車場アリ、釜山ヨリ当地迄レールヲ敷キ終リ若干ノ機関車ヲ運転ス。炎暑焼クカ如ク、加フルニ板床上ニ毛布ヲ敷クノミ他寝具ナシ、安眠ヲ害セラレ且食欲減退ス。自是以後夜間就眠寝具

ナキヲ常トス」

（八月一二日〔火〕　晴炎暑）

「馬山居留地ニ着。馬山港ハ山ヲ以テ掩ハレ頗ル安全ノ港ナリ。露国ノ垂涎故ナキニアラス」

（八月一四日〔金〕　晴炎熱如焼）

「野径ト山道トヲ辿り招村西方僅カニ樹蔭ヲ得テ暫時休憩ス。余出発ノ頃ヨリ時々腸痛アリ、加フルニ炎暑金石ヲ爍スノ感アリ」

（八月一七日〔月〕　朝徹雨後雨）

「蟾津河ニ沿ヒ西北進ス。道路頗ル険悪全ク国道ノ状ナク一ノ徒歩径ニ過キス。加フルニ雨後処々崩壊シ不快言語ニ絶ス」

（八月一八日〔火〕　陰徹雨）

「馬大ニ疲レ衣服亦大ニ汗付ク。釜山ヨリ河東ニ至ル偵察報告ヲ作業シ、矢野目少佐ヲシテ書取ラシム」

（八月二〇日〔木〕　陰夕雨）

「南原ヲ発シ高山洞ニ取ル。是レ本道ハ山路ノ険アリ野砲ノ行進ニ適セサルヲ察スル」

（八月二七日〔木〕　晴）

「沿道処々京釜鉄道ノ土工中ナルヲ見、愉快ニ堪ヘス。道路ハ一般ニ野砲ヲ通ス可キ幅ヲ有ス。成歓着」

（八月二九日〔土〕　炎暑夕雨）

「漢江ノ左岸ニ達シ直チニ渡舟ニ乗シ渡河ス。京城内南山麓日本町ニ着シ巴城館ニ投宿ス。松川大佐昨夜ニ已ニ到着シ在リ」

井口は釜山から一八日間をかけて、京城までの地形偵察を敢行したのである。松川も又、炎熱下の強行軍であったに違いない。田村が参謀本部の高級幕僚二名に対し、敢えて現地偵察を命じた裏には、現地駐留部隊への大きな配慮があったものと思われる。井口、松川の帰朝から日を経ずして、田村参謀次長が不帰の客となった。田村のあと、児玉次長の幕下、井口、松川および福島の三名が対露作戦計画の立案に敏腕を振るうことになる。

一八九九（明治三二）年夏、当時の田村参謀本部第一部長がロシア極東方面の現地偵察に出発した模様[11]であるが、史料の裏付けが全くなく、省略した。又、参謀本部がロンドンにおける日英軍事協商のための日英陸海軍代表者会議に出席した福島安正少将に対し、インド方面の現地偵察を命じた経緯は、第一章において述べた通りである。なお、既述の井口、松川の現地偵察に対し、「特別な理由はみあたらない。あるいは調査そのものにではなく、二人を国外に出しておくことに意味があったのかもしれない」[12]という解題の内容は、極めて妥当性を欠く見解と言わざるを得ない。

（1）井口省吾文書研究会『日露戦争と井口省吾』（原書房、一九九四年）八六頁。
（2）同右、九二頁。
（3）第五狙撃連隊はシベリア第二軍団隷下金州駐屯の独立連隊である（『明治三七年一月、極東露軍配置図』（防衛研究所戦史部所蔵））。
（4、5）前掲『日露戦争と井口省吾』二四〇頁。
（6）同右、二四一頁。
（7、8）同右、二四二頁。
（9）『参謀本部歴史草案』明治三六・一・四～一一・四（防衛研究所戦史部所蔵）。
（10）『井口日記』（防衛研究所戦史部所蔵）。
（11）黒龍会『東亜先覚志士記伝・上巻』（原書房、一九六六年）五九〇頁。
　島貫重節『戦略・日露戦争・上』（原書房、一九八〇年）七八頁。
（12）前掲『日露戦争と井口省吾』三四頁。